官報

政令

大正五年勅令第二百三十三号馬匹去勢施行の費用及び馬匹去勢償金に関する件の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十三年四月十日

内閣総理大臣　芦田　均

政令第八十二号

大正五年勅令第二百三十三号馬匹去勢施行の費用及び馬匹去勢償金に関する件の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「九千圓」を「一萬八千圓」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

農林大臣　永江一夫

内閣総理大臣　芦田　均

昭和二十二年勅令第五十七号牡馬の去勢料に関する件の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十三年四月十日

内閣総理大臣　芦田　均

政令第八十三号

昭和二十二年勅令第五十七号牡馬の去勢料に関する件の一部を次のように改正する。

第二項中「六十円」を「二百円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

農林大臣　永江一夫

内閣総理大臣　芦田　均

廳令

◎法務廳令第五号

高知司法事務局及同事務局管内出張所ノ登記事務委任ノ件の一部を次のように改正する。

昭和二十三年四月十日

法務総裁　鈴木義男

第一條第六項を削る。

附　則

この廳令は、公布の日から、これを施行する。

省令

◎通信省令第十号

左に掲げる省令は、これを廃止する。

昭和二十三年四月十日

通信大臣　菅谷榮二

大正二年通信省令第八十五号通信局ハ其ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表スルノ件

昭和二十年閣令第四十一号電気試験所等ハ其ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表スルノ件

附　則

この省令は、昭和二十三年二月十六日から、これを適用する。

告示

◎經理廳告示第五十七号

統計委員会に、昭和二十三年三月二十九日、統計法施行令第八條第四号により、左の機関を指定したから、これを告示する。

昭和二十三年四月十日

内閣総理大臣　芦田　均

総理廳統計局臨時職員養成所

財團法人社会教育協会統計講習所

◎法務廳告示第十三号

左記の者は、國籍法第二十條ノ二第二項の規定によつて、日本國籍を離脱した。

昭和二十三年四月十日

法務総裁　鈴木義男

山口縣熊毛郡上関村大字長島字千四百五十八番地

東京都世田谷区羽根木町千六百八十六番地

大正十一年七月二十八日生

北米合衆國カリフォルニヤ州ロスアンゼルス市三街三千六百七十六番地

東京都世田谷区羽根木町千六百八十六番地

昭和三年二月十三日生

◎大蔵省告示第百十六号

昭和十九年四月大蔵省告示第百三十号（税務署の名称及び管轄区域に関する告示）の一部を次のように改正し、昭和二十三年四月十日から、これを施行する。

昭和二十三年四月十日

大蔵大臣　北村徳太郎

東京財務局の部中大田原税務署の項を次のように改める。

大田原	那須郡（下江川村、荒川村、烏山町、七合村、向田村、武茂村、馬頭町、大山田村、小川町ヲ除ク）、塩谷郡（荒根村、塩原村、三依村ヲ除ク）、塩原村、藤原村、那須郡ノ内（下江川村、荒川村、烏山町、七合村、向田村、武茂村、馬頭町、大山田村、小川町ヲ除ク）、塩谷郡ノ内（荒根村、塩原村ヲ除ク）、塩谷郡（荒根村、塩原村ヲ除ク）、塩原村

◎農林省告示第百十七号

農林大臣　永江一夫

禁猟区

氏家	自昭和二十三年四月一日　至昭和二十三年四月三十日
大田原	自昭和二十三年四月一日　至昭和二十三年四月三十日

◎厚生省告示第二十一号

國民医療法施行規則により第三回歯科医師国家試験を施行する。受験出願者は右規則の第十七條ノ二により厚生大臣に願書を提出することを要する。

昭和二十三年四月十日

厚生大臣　竹田儀一

第三回歯科医師国家試験場所及び日時を次のように定める。

東京、大阪、福岡

一、場所

二、日時

(イ) 学識試験

昭和二十三年五月四日(火)から五月七日(土)まで　毎日午前八時三十分から

(ロ) 実地試験

昭和二十三年五月十日(火)から昭和二十三年五月二十九日(土)まで　毎日午前八時三十分から

三、試験科目

(イ) 筆記試験　解剖学、病理学、保存学、矯正学、補綴学、口腔外科学、口腔衛生学、口腔外科

(ロ) 実地試験　診断等、充填、補綴

四、願書締切期日は、昭和二十三年四月二十四日である。

五、願書は提出先は、各受験地の厚生省医務局出張所に提出すること。但し、東京に於いて受験する者は厚生省医務局医務課国家試験係に提出すること。

六、受験者は東京においては昭和二十三年四月三十日から試験開始の前日まで、大阪、福岡においては五月三日（休日を除く）に於いては午前八時から午後四時（但し土曜日は正午まで）まで医務局医務課国家試験係に出頭して受験表を受け取ること。

七、受験者は、試験場に入ることを許さないときは、試験場に入ることを許さない。

八、試験手数料（二百円）は必ず収入印紙を用いてこれを試験願書に貼附すること。

九、出願に関する書式は、國民医療法施行規則第十七條ノ二の規定を添加すること。

十、試験願書記載の現住所、地名及び氏名には振仮名を付すること。

◎号外　三月二十日発行官報目次

明治二十四年十月十二日第三種郵便物認可

（国定価格八銭）

四、岐阜縣揖斐郡加子母村加子母裏木曾國有林七九九林班
同縣大野郡山之口村本谷國有林全域、同縣同郡本郷村字本島山國有林及び、同郡
岩村町字城山國有林全域、富山縣一、新川郡愛本村下立村字愛本、橋東及
び西厩國有林全域、同縣上浮穴郡面河村大字大味川字面河山國
有林全域、愛媛縣三、番多郡清水町大字伊佐字足摺、テング
山國有林全域、同縣高岡郡興津村字三崎山國有林及び、三崎
山國有林全域、同縣高岡郡安芸郡北川村、大字竹屋敷字竹屋敷山國
有林、知曲縣有林、川原木淵山國有林、流有林、谷縣有林、山國有林、
林、岸山國有林、潮戸ケ谷山國有林、柾ノ木山國有林、鍋山國有林、蛇僧
山國有林の全域

右と同

自昭和二十三年四月一日
至昭和三十三年三月三十一日

右と同

自昭和二十三年四月一日
至昭和二十八年三月三十一日

右と同

敘任及辞令

◉昭和二十三年三月二十九日

法務廳事務官　伊黒　龍三

裁判所事務官に任命する

二級に敘する

◉昭和二十三年四月一日

経済安定本部
経済査察官　家喜　米吉
大使館電信官　渡邊　眞治
副領事　金田　浩
外交官補　河原田健雄
商工事務官　奥山　敏夫
澁谷　寛吾
石田　芳郎

（各通）

総理廳事務官に任命する

二級に敘する

文部事務官　釘本　久春

総理廳事務官に兼ねて任命する

二級に敘する

総理廳技官に任命する　長野　尚友

二級に任命する　北海道警視　兒玉瀧太郎

（各通）　中野　嘉藏

経済安定本部経済査察官に任命する

二級に敘する

（各通）　総理廳事務官　近藤　四郎
同　片岡　秋

外交官補に任命する

二級に敘する

（各通）

大藏事務官に任命する

二級に敘する　総理廳事務官　川瀨　健治

商工事務官に任命する　清水　治澄

二級に敘する　齋藤　勝男

労働大臣秘書官に任命する　菊地　稔

二級に敘する

地方教官に任命する　新間庄五郎

二級に敘する

◉昭和二十三年四月二日

物價廳次長に任命する　野田　信夫

一級に敘する

（各通）　大藏事務官　萩阪　操

総理廳事務官に兼ねて任命する　山口　達郎

二級に敘する　同

宮内府事務官　米田馬左也

二級に陞敘する

（各通）

厚生技官に兼ねて任命する

二級に敘する

（各通）

厚生技官に任命する

二級に敘する

（各通）

交部教官　杉山　尚
地方事務官　初芝　清
通信技官　篠崎　幸榮
通信事務官　花田　隼人

二級に敘する

◉昭和二十三年四月五日

大藏事務官　山本　英　同

（各通）

法務廳事務官に任命する

二級に敘する　少年保護司　赤井利治郎

檢察事務官に任命する

二級に敘する　同　橡田　武之

（各通）　同　池田　俊
同　磯田　保進

（各通）

同　松尾　一次
同　加茂外喜治
同　鈴木計次郎
同　熊谷　憲光
同　宮野　利知
同　鈴木　吉郎
同　今泉　熊太
同　加藤　慶五
同　清水　茂
同　青木　長鴻
同　片峰　大助
同　佐藤　省二
同　新津　敏
同　加藤　秀
同　齋藤　紀
同　小村　常雄
同　小原　慎平
同　藤原　美亨
同　津田　夫
同　武下　省三
同　岡井　爲廣
同　西田　重利
同　齋藤　正
同　山田　政文郎
同　福島　宗津
同　高橋　道治
同　宗津　深藏
同　楠田　代治
同　竹野　義美
同　廣野　奉市
同　宮内　武一
同　隆　義
同　橋本　茂雄
同　四明　義
同　横山　喜文
同　山口　重一
同　弘田　庄
同　田中　友
同　伏見　重
同　田中　茂
同　荒木　庄平
同　齋藤　好男
同　山上　秀吉
同　井上　盡文
同　中山　國久
同　笠井　常雄
同　湯浅　一
同　福島　貞好
同　才二
同　森　元寛
同　佐藤　清
同　前山　正
同　片岡　武正
同　亀山　武
同　新井　一雄
同　柿内　登
同　篠原　義民
同　有馬　武則
同　横山　武夫
同　井上　澄
同　武川　正
同　柳原　唯雄
同　鈴木　靜男
同　櫻谷　五郎
同　津村　重
同　廣川　雄
同　勝岡　正
同　亀井　重男
同　秋澤　茂
同　高橋　文之
同　鎮西　弘
同　鍋島　英
同　内田　敦見
同　西原　政勝
同　鈴下　茂
同　前田　耕
同　國方　義夫
同　泉　秀吉
同　細川　盡文
同　齋藤　好
同　荒木　庄平
同　山口　根
同　山口　重一
同　弘田　庄
同　田中　友
同　伏見　重
同　楠田　義
同　竹内　茂
同　宮内　隆
同　橋本　茂雄
同　四明　義
同　横山　喜文
同　角田　庄平
同　土居　根
同　橋本　茂雄
同　岡田　義
同　宮内　隆
同　竹内　爲一
同　廣野　武
同　宗津　深藏
同　福島　道治
同　高田　清
同　山田　政文郎
同　西田　重利
同　齋藤　正
同　岡井　爲廣
同　武下　省三

（各通）

同　檢事　太田　武之
同　池田　俊
同　磯田　保進

（各通）

法務廳事務官に任命する

二級に敘する　少年保護司　赤井利治郎

檢察事務官に任命する

二級に敘する　三松　實男

（各通）　同　今泉　熊太
同　加藤　慶五
同　清水　茂
同　青木　長鴻
同　片峰　大助
同　佐藤　省二
同　新津　敏
同　加藤　秀
同　齋藤　紀
同　小村　常雄
同　小原　慎平
同　藤原　美亨
同　津田　夫
同　武下　省三
同　岡井　爲廣
同　西田　重利
同　齋藤　正
同　山田　政文郎
同　福島　宗津
同　高橋　道治
同　宗津　深藏
同　楠田　代治
同　竹野　義美
同　廣野　奉市
同　宮内　武一
同　隆　義

十三号俸を給する　同　小西　儀吉
石川縣勤務を命ずる　同　難波　泰一
石川縣保險審査官に補する　同　原　種三郎
十三号俸を給する　同　宮崎　健次郎
富山縣勤務を命ずる　同　毛利　敬吉郎
富山縣保險審査官に補する　同　作野　英夫
十三号俸を給する　同　村田　幸一
島根縣勤務を命ずる　同　忠也
島根縣警視に補する　同
（各通）　同
十三号俸を給する　同　難波　泰一
島根縣勤務を命ずる　同　原　種三郎
島根縣警視に補する　同
十一号俸を給する　同　龍河　重一
島根縣勤務を命ずる　同
島根縣警視に補する　同
十二号俸を給する　同　山根　岳士
廣島縣勤務を命ずる　同
廣島縣保險審査官に補する　同　和田　隙夫
九号俸を給する　同　兀田　文治
山口縣勤務を命ずる　同
山口縣保險審査官に補する　同
十五号俸を給する　同　柳　計一傳
熊本縣勤務を命ずる　同
熊本縣保險審査官に補する　同　藤木惣四郎
（各通）　同
十九号俸を給する　同　吉村　辻　四郎
十八号俸を給する　同　志方　亀義
（各通）　同　松本　島造
十七号俸を給する　同　石田　誠人
（各通）　同　久岡　六助
十六号俸を給する　同　田川　好松
同　石橋　國藏
同　谷口　直人
同　田能　鹿雄
神近　哲實

（各通）　同　和田　定雄
十五号俸を給する　同　林　一
（各通）　同　田中　多平
十四号俸を給する　同　酒井　市平
（各通）　同　小堀　孝長
十三号俸を給する　同　栢川　辰雄
（各通）　同　水川　俊吉
十二号俸を給する　同　吉川　忠義
十一号俸を給する（以上二十二年十一月二十日同）　同
愛媛縣保險審査官に補する（二十二年十一月二十一日同）　重松　義一
（各通）　同　松島　佐樂美
十三号俸を給する　同　若林　都
栃木縣勤務を命ずる　同
栃木縣警視に補する　同
十二号俸を給する　同　池田　宗
栃木縣勤務を命ずる　同
栃木縣警視に補する　同
十一号俸を給する　同　恩田　富治
栃木縣勤務を命ずる　同
栃木縣警視に補する　同
（各通）　同　寺崎　喜平
十号俸を給する　同　植平　且治
栃木縣勤務を命ずる　同
栃木縣警視に補する　同
十三号俸を給する　同　鈴木　博
福島縣勤務を命ずる　同　渡邊　健藏
福島縣警視に補する　同
（各通）　同　佐藤　新八
十二号俸を給する　同　宇佐見　吉市
福島縣勤務を命ずる　同　本田　正治
福島縣警視に補する　同
（各通）　同　橋本　岩夫
十号俸を給する　同　藤本　進
福島縣勤務を命ずる　同
福島縣警視に補する　同

十三号俸を給する　同　矢吹　聲男
福岡縣勤務を命ずる　同　細川　崇
福岡縣警視に補する　同　反田　村次巳
（各通）　同　多梅　利
十三号俸を給する　同　日吉
廣島縣勤務を命ずる　同
廣島縣警視に補する　同
十一号俸を給する　同　久保　律郎
廣島縣勤務を命ずる　同
廣島縣警視に補する　同
十号俸を給する　同　山田　象造
群馬縣勤務を命ずる　同　多田　隆
群馬縣警視に補する　同　伊東　靖修
十号俸を給する　同　小野　憲一
群馬縣勤務を命ずる　同　白石謙一郎
群馬縣警視に補する　同　獅中　清治郎
大阪市会議員　同　鶴田　榮藏
（各通）　同　矢吹　聲男
十三号俸を給する　同　細川　崇
群馬縣勤務を命ずる　同　反田　村次巳
群馬縣警視に補する　同　多梅　利
十二号俸を給する　同　日吉
群馬縣勤務を命ずる　同
群馬縣警視に補する　同　久保　律郎
十一号俸を給する　同　佐藤　寅之助
群馬縣勤務を命ずる　同
群馬縣警視に補する　同　神長　忠吉
十号俸を給する　同　木戸幸三郎　佐藤　理助
群馬縣勤務を命ずる　同　伊藤　章
群馬縣警視に補する　同　長山　英　中村　頼光
同　大島　勇男
（各通）　同　佐藤　寅之助
同　佐藤　武
同　福田　嘉次郎
同　山口　富三郎
同　島田　武平
同　幾淺　利雄
同　石川　雅雄
同　原澤　泰

（各通）　同　佐藤　啓太郎
十三号俸を給する　同
群馬縣勤務を命ずる　同
群馬縣警視に補する　同
十二号俸を給する　同
群馬縣勤務を命ずる　同
群馬縣警視に補する　同
十号俸を給する　同　高瀬　忠雄
群馬縣勤務を命ずる　同
群馬縣警視に補する　同
大阪市会議員　同　北条萬治郎
同　阪中　榮市
同　田中　章
同　清水　嘉
同　浮野　藤
同　山口　富
同　島田　武平
同　幾淺　利雄
同　石川　雅雄
同　原澤　泰
（各通）　同　山口　富三郎
同　島田　武平
同　幾淺　利雄
同　石川　雅雄
同　原澤　泰
同　豊中市会議員　同　菊井　正
同　米澤　篤
同　辻　篤
同　中村　竹松
同　清水　義雄
同　浮野　藤
同　田中　章
同　安富　敬作
同　桝田　治郎
同　吹田　陸助
同　山口　富
同　増田　正直
同　曾根　利
同　吹田市会議員　川崎　市
同　進藤　関藏
同　江藤　太郎
同　長川　文藏
同　富槻市会議員　重孝
同　寺本　安太郎
同　高谷　修一
同　守口市会議員　清水　百太郎
同　中橋　興三郎
同　秋田　一雄
同　熊野　勇
同　池田市会議員　菊田　健藏
同　森田　與四郎
同　西中丈太郎
同　橋本　多治郎
八尾町会議員　同　浅吉
同　谷口　清
同　谷口　安吉
同　近澤　武茂
藤井　繁造
柏原町会議員　同

（各通）　同　早川　鼎
都市計画大阪地方委員会委員を命ずる　同　山口　一
大阪市建築局長　同　槌野　誠次
大阪市土木局長　同　井上　新二
同　東後藤　徳門
群馬縣会議員　同　茂木　清吉
同　関川　勝三郎
同　中深　兵衛
同　浪藤　可滿
同　前橋市会議員　佐藤　彌一
同　山口　賀
同　鈴木　秋三
同　小森　正造
同　金森　富
同　板垣　宗
同　高崎市会議員　橋本　一太郎
同　岸　芳男
同　上原　蔦二
同　伊勢崎市会議員　早野　忠藏
同　桐生市会議員　高橋　勇
同　武井　師岡　太郎
同　小池　國藏
同　松本　四郎
同　太田　周平
同　竹内　正一
同　大谷　章
同　赤井　信次郎
同　竹澤　慶治郎
同　沼田町会議員　今井　正賢
同　土田　松倉
同　羽島　榮吉
同　小島　松之助
同　宮岡町会議員　佐藤　福太郎
同　野口　初太郎
同　田島　金太郎
同　吉田　幸次郎
同　伊保町会議員　石坂　正雪
同　木暮　欽一
同　水上村町会議員　田村　利夫
都市計画群馬地方委員会委員を命ずる　同
静岡縣浜松市会議員　總田　由太郎
同　武田　信一
同　永田　増吉
同　山内　泉
同　立石　稲
松下　覚

都市計画静岡地方委員会委員を命ずる　同　小一
静岡縣浜松市技師　鵜納
秋田縣会議員　加賀谷保吉
秋田市会議員　池田　捷司
同　江畑　顯
（各通）　同　佐藤　末松
同　田口長太郎　藤原　興市
能代市会議員　三浦　鮫雄
同　宮腰庄太郎
都市計画秋田地方委員会委員を命ずる　同
都市計画大阪地方委員会委員を命ずる　同　堺市助役　福永　英治
（以上二十二年十二月二十五日同）
地方事務官　立山　一　鵜一
長崎縣勤務を命ずる　同
長崎縣警視に補する　同
十二号俸を給する　同　石田　幸夫
長崎縣勤務を命ずる　同
長崎縣警視に補する　同
十一号俸を給する　同　田川　規矩一
長崎縣消防司令に補する　同
（各通）　同　川原新三郎
十一号俸を給する　同　長谷場達季
長崎縣勤務を命ずる　同
長崎縣警視に補する　同
（各通）　同　山口　高松
長崎縣消防司令を免じ長崎縣警視に補する　同　金子　兼吉
（各通）　同　倉石　道廣
長野縣勤務を命ずる　同　上原　正人
長野縣警視に補する　同　小林　喜六
十三号俸を給する　同　奥村　保惠
長野縣勤務を命ずる　同　北川　惠作
長野縣警視に補する　同　毛利　計至
（各通）　同
十一号俸を給する　同
長野縣勤務を命ずる　同
長野縣警視に補する　同
十六号俸を給する　同
宮城縣勤務を命ずる　同
宮城縣警視に補する　同　古城　磐
北海道勤務を命ずる　同
北海道警視に補する（以上二十二年十一月二十七日同）

十五号俸を給する　同　岡元　勇
警視廳勤務を命ずる　同
警視廳警視に補する　同　橋高　勝
十一号俸を給する　同
兵庫縣勤務を命ずる　同
兵庫縣消防司令に補する　同　佐藤　博
十二号俸を給する　同
岡山縣勤務を命ずる　同
岡山縣保險審査官に補する　同　海瀬　今男
十号俸を給する　同
和歌山縣勤務を命ずる　同
和歌山縣保險審査官に補する　同　井口　虎雄
十四号俸を給する　同
福島縣勤務を命ずる　同
福岡縣保險審査官に補する　地方技官　増田　正憲
十二号俸を給する　同
廣島縣勤務を命ずる　地方事務官　中原　進
十三号俸を給する　同
山口縣勤務を命ずる　同
山口縣警視に補する（以上二十二年十一月二十八日同）　玉井　英一
十五号俸を給する　同
警視廳勤務を命ずる　同
警視廳警視に補する　同　瓶田寅次郎
十三号俸を給する　同
埼玉縣勤務を命ずる　同
埼玉縣警視に補する　同
十号俸を給する　同
埼玉縣勤務を命ずる　同
埼玉縣警視に補する　同
（各通）　同　樋口　順治
十八号俸を給する　同　佐藤　例藏
（各通）　同　新井　春吉
十六号俸を給する　同　石川　昇榮
同　中川　東　羽賀　俯平
十五号俸を給する　同　山洞　金惠
十四号俸を給する　同　中村　懇善

兼ねて長崎地方裁判所書記に補する　同　吉岡　由吉
武生水簡易裁判所兼務を命ずる　同
所書記裁判所勤務を命ずる　北野　德次
兼ねて長崎地方裁判所武生水支部勤務を命ずる　同
所書記に補する　同
長崎家事審判所兼務を命ずる　同
長崎地方裁判所裁判官　山田榮四郎
所書記裁判所勤務を命ずる　同
兼ねて長崎家事審判所勤務を命ずる　同
唐津簡易裁判所裁判官　前田　貞次
所書記裁判所事務官　同
兼ねて佐賀地方裁判所唐津支部勤務を命ずる　同
兼ねて佐賀地方裁判所唐津支部裁判所書記に補する　同
伊万里簡易裁判所裁判官　田中　辰夫
唐津家事審判所兼務を命ずる　同
所書記裁判所事務官　同
兼ねて佐賀地方裁判所伊万里支部勤務を命ずる　同
兼ねて佐賀地方裁判所伊万里支部裁判所書記に補する　同
伊万里簡易裁判所兼務を命ずる　同
伊万里家事審判所兼務を命ずる（以上三月一日最高裁判所）　同
兼ねて長崎地方裁判所武生水支部裁判所判事兼簡易裁判所判事　河田榮左右
和歌山地方裁判所判事に補する　同
和歌山地方裁判所御坊支部勤務を命ずる　同
御坊簡易裁判所判事に補する　同
名古屋地方裁判所判事に補する　判事　畔柳癸太郎
四号報酬を給する　同
松山地方裁判所判事に補する　同　島川　亨
二号報酬を給する　同
松山地方裁判所宇和島支部勤務を命ずる　同
新潟地方裁判所判事に補する　同　増村　文雄
四号報酬を給する　同
新潟地方裁判所高田支部勤務を命ずる　同
七号報酬を給する　同　塚本　一夫
金沢簡易裁判所判事に補する　同
五号報酬を給する　同

米原簡易裁判所判事に補する　同　岡野　季造
四号報酬を給する　同
大分地方裁判所判事補に補する　判事補　鐵田　亘
三号報酬を給する　同
釧路地方裁判所判事に補する　判事　佐藤林四郎
二号報酬を給する　同
釧路地方裁判所網走支部勤務を命ずる　同
大分地方裁判所判事に補する　同　米山　太市
四号報酬を給する（以上三月十日同）
簡易裁判所判事　中井　宮藏
水口簡易裁判所判事に補する　同
二号報酬を給する　同
福岡簡易裁判所判事に補する　姉川　捨巳
六号報酬を給する　同
判事補　大倉　道由
鳥取地方裁判所判事補に補する　同
一号報酬を給する　同
黒坂簡易裁判所判事　大倉　道由
鳥取簡易裁判所判事に補する　同
簡易裁判所判事　藤田　哲夫
三次簡易裁判所判事に補する　坂口　公男
奈良簡易裁判所判事に補する　同
判事　吉田　伸治
宮崎地方裁判所判事に補する（以上三月十七日同）
大田原簡易裁判所裁判官　秋元　正一
所書記裁判所事務官　同
兼ねて宇都宮地方裁判所大田原支部勤務を命ずる　同
兼ねて宇都宮地方裁判所大田原支部裁判所書記に補する　同
鹿岡簡易裁判所裁判官　橋本　玄
所書記裁判所事務官　同
兼ねて宇都宮地方裁判所鹿岡支部勤務を命ずる　同
兼ねて宇都宮地方裁判所書記に補する　同
長野地方裁判所裁判官　新村武十郎
所書記裁判所事務官　同
兼ねて長野家事審判所勤務を命ずる　同
長野地方裁判所松本支部裁判所裁判官　赤羽　隙乙
兼ねて佐世保家事審判所勤務を命ずる　同
鹿原簡易裁判所裁判官　中村　甚六
所書記裁判所事務官　同
兼ねて松本簡易裁判所勤務を命ずる　同
兼ねて松本簡易裁判所裁判官　同
兼ねて松本簡易裁判所書記に補する　同
松本家事審判所兼務を命ずる　同

無線羅盤局は細目を下記の通り変更の上、昭和23年3月25日復旧した。

位置　野島埼燈台内
34° 53.9′ N.,　139° 53.5′ E.
（概位）

細目　空中線電力400ワット●電鍵通達距離 A1 500キロメートル、A2 100キロメートル●その他従前通り。

注意　書誌100A号8021番信号法及通常測定区域欄中「A2 300粁」を「A2 100粁」に改記する。

海図　1063—90—51—80—87—61—62

誌類　（注意）誌100A. 8021番—誌1A. 16頁及び誌100A. 7011番、8021番関係の23年187項（削除）

出所　燈台局

●23年268項

東京海湾　汚水排出に関する注意

記事　東京海湾内に排出される油を含む多量のビルジ及びバラストのため湾内の水産植物に大損害を與えているから、各船舶は東京海湾内にてビルジ及びバラストを排出する場合は特に操作に注意し、清水のみ排出する様注意を要する。

横須賀港においては総てのビルジ排出は港則に依り禁止されているからこれに違反した船舶の船長は100ドル以下の罰金に処せられることになつている。

誌類　誌1A. 13頁、20頁、26頁、29頁、33頁、46頁、49頁

出所　米海軍

●23年269項

本岸南岸—尾鷲港　燈台消燈

（1）記事　尾鷲港防波堤燈台は消燈している。

位置　防波堤南端
34° 04.2′ N.,　136° 12.6′ E.（概位）

略記　Occ. R. ev. 6 sec. 12 m. 11½ M.（U）

（2）記事　尾鷲港北口第1号及び同第2号燈台は燈器破損の為消燈している。

（イ）尾鷲港北口第1号燈柱
防波堤北端

（ロ）尾鷲港北口第2号燈柱
第1号燈柱の北東方約100メートル

略記　（イ）F. 7₃ m. 8 M.（U）
（ロ）F. R. 7₃ m. 6 M.（U）

注意　海図上、上記燈台及び各燈柱に「（消燈）」をそれぞれ附記する。

海図　75—93

誌類　誌1A. 147頁—誌100A. 210番、211番、212番

出所　水路部

●23年270項

本州南岸—提取埼附近　目標存在

記事　太地埼の南西方約500メートルに無線電柱3基ある、その最北部のものには夜間、頂部に航空障害燈（紅燈）を点ずる。

位置　（イ）提取埼燈台より　355½/°
1,060メートル
33° 35.3′ N.,　135° 57.7′ E.（概位）

（ロ）（イ）電柱より　143°　80メートル

（ハ）（ロ）電柱より　212°　60メートル

注意　海図上、上記各位置に○符を記載し、"RTs"を附記し、海図46号上（イ）電柱に「（紅燈）」を（ハ）電柱に"（P.A.）"をそれぞれ附記する。

海図　46—（イ）77—（イ）93

誌類　誌1A. 156頁

出所　水路部

●23年271項（一時関係）

内海——備讃瀬戸　燈浮標消燈

記事　「中ノ瀬」浮標（閃紅光）及び「オゾノ瀬」燈浮標（閃緑光）は昭和23年3月30日消燈していたとゆう。

位置　（イ）「中ノ瀬」燈浮標「中ノ瀬」西端
34° 24.1′ N.,　133° 59.7′ E.（概位）

（ロ）「オゾノ瀬」燈浮標「オゾノ瀬」東端
34° 25.5′ N.,　133° 59.0′ E.（概位）

略記　（イ）Fl. R. ev. 3 sec. 7½ M.
（ロ）Fl. G. ev. 3 sec. 6 M.

海図　137 A—153

誌類　誌2. 110頁—誌100A. 469番、574番

出所　汽船イヅル

●23年272項（一時関係）

内海　周防灘——姫島北方　燈浮標消燈

記事　周防灘掃海水路第4号燈浮標は昭和23年3月22日消燈した。

位置　姫島の北方　約3.3マイル
33° 46.8′ N.,　131° 37.3′ E.（概位）

略記　Fl. ev. 6 sec. 7½ M.

海図　1101—1102

誌類　誌2. 254頁—誌100A. 619番b

出所　燈台局

●23年273項（一時関係）

九州東岸——油津港　燈台消燈

記事　油津港外防波堤燈台及び油津港導燈（高燈）は消燈している。

位置　（イ）油津港外防波堤燈台　外防波堤外端
31° 34.1′ N.,　131° 24.4′ E.（概位）

（ロ）油津港導燈高燈　長崎鼻上
31° 34.0′ N.,　131° 24.0′ E.（概位）

略記　（イ）Fl. R. ev. 3 sec. 13 m. 7½ M.
（ロ）Occ. ev. 4 sec. 92 m. 7½ M.（U）

海図　181（油津港及外浦港）

誌類　誌4. 286頁—誌100A. 1076番、1078番

出所　水路部

●23年274項

九州西岸　五島列島——玉之浦　係船浮標存在

記事　玉之浦港西下記位置に係船浮標1箇設置されてある。

位置　蛭子埼西方の　油槽○より
17½　140メートル
32° 38.01′ N.,　128° 37.4′ E.（概位）

様式　紅鎔円合形浮標

海図　217（玉之浦）

誌類　誌4. 169頁

出所　水路部

●23年275項

九州北岸——福岡湾　航路浮標設置

記事　福岡湾下記8位置にそれぞれ航路浮標を設置した。

位置　（イ）福岡湾第11号航路浮標　玄界島燈台の南南東方　約2.2マイル
33° 39′ 08″ N.,　130° 15′ 00″ E.

（ロ）福岡湾第19号航路浮標　博多港西防波堤燈台の西南西方　約2.7マイル
33° 36′ 28″ N.,　130° 19′ 54″ E.

（ハ）福岡湾第20号航路浮標　上記燈台の西南西方　約2.7マイル
33° 36′ 06″ N.,　130° 20′ 00″ E.

（ニ）福岡湾第21号航路浮標　上記燈台の西方　約1.8マイル
33° 36′ 58″ N.,　130° 20′ 57″ E.

（ホ）福岡湾第22号航路浮標　上記燈台の西北西方　約500メートル
33° 37′ 00″ N.,　130° 22′ 47″ E.

（ヘ）福岡湾第24号航路浮標　玄界島燈台の南東方　約2.6マイル
33° 39′ 13″ N.,　130° 16′ 12″ E.

（ト）福岡湾第25号航路浮標　上記燈台の南東方　約4.2マイル
33° 39′ 58″ N.,　130° 18′ 24″ E.

（チ）福岡湾第27号航路浮標　博多港西防波堤燈台の北西方　約2.5マイル
33° 38′ 14″ N.,　130° 20′ 30″ E.

様式　（イ）（ロ）（ニ）（ト）及び（チ）円筒形頂標附黑鎔円錐形鉄造
（ハ）（ホ）（ヘ）三角形頂標附紅鎔円錐形鉄造

海図　190

誌類　誌4. 22頁、23頁—†誌100A. 4625番、4625番a、4625番b、4625番c、4625番d、4625番e、4625番f、4625番g（各挿入）

出所　燈台局

●23年276項（一時関係）

九州北岸——福岡湾　燈浮標設置

記事　福岡湾下記4位置に昭和23年3月19日燈浮標を設置した。

位置　（イ）福岡湾第16号燈浮標　妙見岬の西方　約1,360メートル
33° 35′ 34″ N.,　130° 17′ 52″ E.

（ロ）福岡湾第23号燈浮標　玄界島燈台の南東方　約2.3マイル
33° 39′ 42″ N.,　130° 16′ 17″ E.

（ハ）福岡湾第26号燈浮標　残島北端荒埼の北方　約680メートル
33° 38′ 28″ N.,　130° 18′ 18″ E.

（ニ）福岡湾第28号燈浮標　博多港西防波堤燈台の西北西方　約2.1マイル
33° 37′ 38″ N.,　130° 20′ 46″ E.

略記　（イ）（ハ）（ニ）Fl. ev. 5 sec. 7½ M.
（ロ）Fl. ev. 4 sec. 7½ M.

細目　燈質閃白光、（イ）（ハ）（ニ）毎5秒に1閃（ロ）毎4秒に1閃●燈高水面上3.3メートル●光達7.5マイル●塗光数60●構造（イ）（ハ）（ニ）紅鎔円筒形上部やぐら形鉄造（ロ）黑鎔円筒形上部やぐら形鉄造

注意　上記各燈浮標は現在未点燈にして、点燈開始の上は更に告示する。

海図　190

誌類　誌4. 22頁、23頁—誌100A. 140頁

出所　燈台局

●23年277項

図誌訂正

書誌684号

216頁のr Pers赤経欄の一部を別紙（正誤表1枚）に依り訂正する。
（水路部）

●23年278項

書誌新刊

番号	書名	刊行年月	定價（円）	摘要	目錄記入頁
第3号A／2	北海道本島沿岸水路誌 別冊 氣象誌	昭23—2	25	北海道の全般的氣候誌に加え沿岸各地に於ける氣象狀況を集錄したものであつて、主として天氣予報の便に供する為地方特異な天氣変化の特性及局地的天氣の靡等に関して調査集錄したものである。	15頁左欄

●項外

（88）本州東岸—那珂湊北東方　爆撃及び射撃について

連合軍では毎週月曜日より金曜日の0800より1600まで那珂湊北方約3マイルの前浜（36° 23.0′ N.,　140° 37.1′ E.　概位）を中心とする半径5マイル以内において爆撃及び射撃訓練を実施するから附近航行船舶は注意を要する。（海図62号参照）（米無電告示）

（89）内海——平郡水道　燈浮標復旧

平郡水道第3号燈浮標（33° 49.8′ N.,　132° 17.7′ E.　概位）は消燈中の処昭和23年3月24日復旧した。（海図140号及び誌100A. 601番a参照）（徳山海運支部）

（90）内海　周防灘—岩島南南東方　燈浮標復旧

周防灘北東航路第3号燈浮標（33° 53.7′ N.,　131° 48.0′ E.　概位）は消燈中の処昭和23年3月24日復旧した。（海図1101号及び誌100A. 613番b各参照）（徳山海運支部）

（91）航行上注意を要する浮流物

漂流物

発見月日時刻	発見地点	参照海図	出所
3月26日 1330	北太平洋 39° 41′ N.,　148° 21′ E.	1006	米無電告示（787351）

編集

○編集綱領

●編集の方針

編集は、官報の性質に鑑み、その内容を簡明正確に、かつ、迅速に、官報の使命を完全に発揮するように、編集の方針を定めて、これを実行する。

●編集の方法

編集は、官報の性質に鑑み、その内容を簡明正確に、かつ、迅速に、官報の使命を完全に発揮するように、編集の方法を定めて、これを実行する。

●編集の方針

編集は、官報の性質に鑑み、その内容を簡明正確に、かつ、迅速に、官報の使命を完全に発揮するように、編集の方針を定めて、これを実行する。

●編集の方法

編集は、官報の性質に鑑み、その内容を簡明正確に、かつ、迅速に、官報の使命を完全に発揮するように、編集の方法を定めて、これを実行する。

●編集の方針

編集は、官報の性質に鑑み、その内容を簡明正確に、かつ、迅速に、官報の使命を完全に発揮するように、編集の方針を定めて、これを実行する。

●編集の方法

編集は、官報の性質に鑑み、その内容を簡明正確に、かつ、迅速に、官報の使命を完全に発揮するように、編集の方法を定めて、これを実行する。

●編集の方針

編集は、官報の性質に鑑み、その内容を簡明正確に、かつ、迅速に、官報の使命を完全に発揮するように、編集の方針を定めて、これを実行する。

●編集の方法

編集は、官報の性質に鑑み、その内容を簡明正確に、かつ、迅速に、官報の使命を完全に発揮するように、編集の方法を定めて、これを実行する。

●編集の方針

編集は、官報の性質に鑑み、その内容を簡明正確に、かつ、迅速に、官報の使命を完全に発揮するように、編集の方針を定めて、これを実行する。

●編集の方法

編集は、官報の性質に鑑み、その内容を簡明正確に、かつ、迅速に、官報の使命を完全に発揮するように、編集の方法を定めて、これを実行する。

地方行政

●負債整理関係

昭和二十三年二月十三日

「負債整理関係」は「負債整理」に改める。

●会計

昭和二十三年二月十三日

「会計」は「会計」に改める。

●会計

昭和二十三年二月十三日

「会計」は「会計」に改める。

●会計

昭和二十三年二月十三日

「会計」は「会計」に改める。

●会計

昭和二十三年二月十三日

「会計」は「会計」に改める。

●会計

昭和二十三年二月十三日

「会計」は「会計」に改める。

●会計

昭和二十三年二月十三日

「会計」は「会計」に改める。

●会計

昭和二十三年二月十三日

「会計」は「会計」に改める。

廣告

第6369号

但　券額面　金二千五百円也
拂込金額　一株につき金五十円也
株券記号番号　の号第五九号
一桐生布帛製品株式会社株式十株券一枚
但　株券額面　金五百円也
拂込金額　一株につき金五十円也
株券記号番号　の号第一〇九号
発行者　桐生市永楽町二丁目十一番地
桐生布帛製品株式会社取締役社長寺内道次
発行年月日　昭和十七年八月四日
株券最終名義人　野中嘉市

解散公告
当組合は総会の決議により昭和二十二年九月八日解散した。当組合に債権のある者はこの公告の日から六十日以内に申し出られたい。若しこの期間内に申し出のないときは清算から除斥せられる。
昭和二十三年四月十日
東京都千代田区神田須田町一の三
日本フエルト工業協同組合
清算人　佐藤朔三郎
同　同　岡田義夫
同　同　清水侍郎
同　同　永井唯一
同　同　堀抜義太郎
同　同　富田重助

解散公告
下記会社は昭和二十三年二月二十九日株主総会の決議により解散致し候について右会社に対し債権を有せらるる向は本公告の日より二箇月以内にその旨御申出相成度右期間内に御申出なきときは清算より除斥致すべく候
昭和二十三年四月十日
東京都中央区京橋三丁目一番地
関東コーライト株式会社
清算人　小島徳蔵

公告
本会社は昭和二十三年三月十七日の臨時株主総会において資本金六十万円を十七万八千円に減少することを決議致し候につき右に対し異議ある債権者は本公告の翌日より二箇月内に御申出相成度候
昭和二十三年三月二十三日
東京都中央区京橋一丁目二番地
の七
東京工材株式会社

解散公告
当会社は総社員の同意により昭和二十二年十二月三十一日解散仕候につき債権を有せらるる向は本公告の日より二箇月以内に御申出相成度右期間内に御申出なき債権は清算より除斥可致候
昭和二十三年四月十日
東京都港区芝三田功運町一番地
白石同族合資会社
清算人　白石　富士

解散公告
本組合は昭和二十二年十二月五日組合員総会の決議により解散しましたから本組合に対し債権を有せらるる向は本公告掲載の翌日より二箇月以内に申出で下さい若し右期間内に申し出でないときは清算より除斥します。
昭和二十三年四月十日
東京都港区芝今入町八
日本地上業協同組合
清算人　住野平太郎

債権申出公告
当会社は昭和二十三年三月二十日臨時株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有せらるる方は本公告掲載の翌日より二箇月以内にその債権を申出成度若し右期間内に申し出でなきときは清算より除斥可致此段公告致します。
昭和二十三年四月十日
東京都江東区深川高橋一丁目二番地
佐々木興業株式会社
代表清算人　佐々木太郎

会社解散公告
当会社は昭和二十三年三月一日の臨時株主総会の決議により同日解散しましたので当会社に債権を有せられる方は本公告の日より一箇月以内に御申し出でなき債権は清算より除斥致します。
昭和二十三年三月二十三日
大阪市北区浪花町一八
関西木材工業株式会社
清算人　高橋甚吉

解散公告
当社は昭和二十三年二月二十八日社員総会の決議で解散した。当社に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申し出でられたい。若しこの期間内に申し出のないときは清算から除斥せられる。

解散公告
当会社は昭和二十二年十二月三十日臨時株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有せらるる方はこの公告の日から二箇月以内に御申し出で下さい。若しこの期間内に御申し出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十三年三月十八日
大阪市西区江戸堀南通二丁目十
星和貿易株式会社
清算人　松井伊之助

解散公告
当社は昭和二十三年三月九日の株主総会の決議で解散致しました。当社に債権のある方はこの公告の日から二箇月以内に御申し出で下さい。若しこの期間内に御申し出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十三年三月十八日
大阪市天王寺区上本町九丁目十
三番地
株式会社レディハウス
清算人　垣本伊勢一

解散公告
当社は昭和二十三年二月二十九日の臨時株主総会の決議により解散致しました。当社に債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に御申出のない債権者は本公告掲載の日より二箇月以内にその債権を申出相成度若し右期間内に御申出なきときは清算より除斥致すべく此段公告候也
昭和二十三年四月十日
大阪市東区博労町三丁目十番地
有限会社柏屋商店
清算人　玉置三郎

解散公告
当組合は商工協同組合法第七十五條第四項の規定により昭和二十二年二月二十八日解散したるにより当組合に債権を有する者は本公告掲載の翌日より二箇月以内にその届出相成度くしその届出なきときは清算より除斥致します。右公告致す。
昭和二十三年三月十日
大阪市大淀区天神橋筋六丁目五番地京阪神ビル四階
大阪府木製品工業統制組合
清算人　古川鑑

◎失踪に関する届出の催告
本籍大阪市東区内本町橋詰町八番地、最後の住所右同所
不在者　木村猶吉
明治八年七月十九日生
立があつたから不在者は昭和二十三年十二月十日午前十時迄生存の届出をされたい。もしその届出をしなければ失踪を宣告することがある。又その不在者の生死を知つてゐる方は右の期間迄にその届出をして下さい。
昭和二十三年二月二十六日
大阪家事審判所

本籍並最後の住所長野県下伊那郡松尾村大字松尾千九百六十四番地
不在者　林隆治
右不在者に対し利害関係人下伊那郡松尾村大字松尾千九百六十四番地林タケより失踪宣告の申立を爲したるに付不在者は昭和二十四年二月二十八日午前十時迄に当審判所に生存の届出を爲すべく若し其の届出を爲さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右期日までに其の届出を爲すべし。
昭和二十三年三月五日
飯田家事審判所

◎失踪宣告
本籍並住所兵庫県加東郡
不在者　松尾力之助
形一番屋敷
隠居二年三月三日生
右の者に対し利害関係人長男松尾達悟より失踪宣告の申立があつたから当裁判所は昭和十六年九月十二日死亡したるものと看做し昭和二十三年一月四日失踪の宣告をした。
昭和二十三年一月十四日
東京都千代田区神田須田町一の三
日本フエルト工業協同組合
清算人　佐藤朔三郎
同　同　岡田義夫
同　同　清水侍郎
同　同　永井唯一
同　同　堀抜義太郎
同　同　富田重助

昭和二十三年四月三日第三種郵便物認可
◎号外　毎月三十一日発行法律、政令、省令、官報告八頁◎物価三十一号二頁◎三月中号外は全部発行済み
定価　一ヶ月　五十円　一部　二円
官報料　一箇月　本会社　八ポイント　十七字詰　二十五円
一箇月　官庁　八ポイント　十四字詰
発行所　東京都港区芝三田功運町一番地
印刷局
電話九段五三五
振替東京一九〇〇一
国書寮

届出なきを以て右不在者は昭和十年十一月二十三日以来七年以上生死分明ならざるものと認め左の如く審判を爲す。
不在者　高善五郎の失踪を宣告す。
昭和二十三年二月十八日
延岡家事審判所
審判官　江藤逸夫

本籍並最後の住所宮城県栗原郡築館町字町屋敷百五十三番地
不在者　鴻井　定治
右に対し同所同番地鴻井みねから申立があつたので当審判所は右の者が大正十二年四月一日死亡したものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十三年二月二十五日
古川家事審判所

◎行旅死亡人
推定二十八歳位の男、身長五尺四寸位色白やせ形一見好男子、頭髪オールバック昭和二十二年十二月二十九日午前二時頃当村東泡道線上より線路で轢死合掌崩降り縞の背廣同ズボンラシヤのマフラボブリンのワイシヤツメリヤスのシヤツレインコート着用赤短靴革財布十銭札一枚五銭札一枚都定切脅成田山守札所持右仮埋葬した心当りの者は当役場へ申し出でられたい。
昭和二十三年三月二十日
神奈川県足柄下郡岩村役場

本籍、住所氏名不詳推定四十二歳位の男子身長五尺四寸位頭髪四寸位、顔面長左耳前下よりアゴへ三寸位の疵跡ありラクダ色外套國防色團服、細色平ズボン、國防色平ズボン黒色マフラー、古ゴム靴頂巻、黒革短靴、赤革手袋、片方ステッキ、現金二百円
右は昭和二十三年二月二十二日釈迦内村酒大溜字野崎十八番地貝森利一所有の畑地に死体発見仮埋葬す、心当りの者は申し出られたい。
昭和二十三年三月六日
秋田県北秋田郡釈迦内村役場

官報 6369 号外

号外

官報

告示

◎運輸省告示第百十九号

昭和二十二年法律第百七十一号政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律第二條第二項の規定による船員の一般職種別賃金額（月額）は、次のとおりである。

なお昭和二十二年十二月運輸省告示第三百六十五号は、これを廃止する。

昭和二十三年四月十日

運輸大臣　岡田　勢一

一　本俸給

（一）職員

職種	最高額	標準額	最低額
船長	五、〇〇〇円	四、一一〇円	三、二〇〇円
一等航海士	三、九一〇	三、二〇〇	一、八〇〇
二等航海士	三、二〇〇	二、六〇〇	一、八〇〇
三等航海士	二、九〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇
機関長	五、〇〇〇	四、〇九〇	三、二〇〇
一等機関士	四、四〇〇	三、二〇〇	一、八〇〇
二等機関士	三、四〇〇	二、六〇〇	一、八〇〇
三等機関士	二、九〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇
一等通信士	四、四〇〇	三、二〇〇	一、八〇〇
二等通信士	三、六〇〇	二、九〇〇	一、八〇〇
三等通信士	三、九〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇
一等主計士	四、四〇〇	三、二〇〇	一、八〇〇
二等主計士	三、三〇〇	二、六〇〇	一、八〇〇
三等主計士	二、七〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇
船医	四、六〇〇	三、二〇〇	一、八〇〇

一　標準額は、それぞれの職種について免状の種類乘船実歴普通程度の船員に対するものである。

二　免状の種類及び乘船実歴が普通程度より低い船員の本俸給は、標準額より低いが最低額より低くはない。

三　免状の種類及び乘船実歴が普通程度より高い船員の本俸給は、標準額より高いが最高額より高くはない。

（二）属員

職種	最高額	標準額	最低額
甲板長	三、一〇〇円	二、七〇〇円	二、三〇〇円
船匠	二、七〇〇	二、四〇〇	一、八〇〇
甲板庫手	二、七〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇
操舵手	二、七〇〇	一、九〇〇	一、八〇〇
甲板員	二、五〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
操機長	三、一〇〇	二、七〇〇	二、三〇〇
機関庫手	二、七〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇
操機手	二、七〇〇	一、九〇〇	一、八〇〇
操繰手	二、七〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
機関員	二、五〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
司厨長	三、一〇〇	二、六〇〇	二、三〇〇
調理手	二、七〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇
調理員	二、五〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
司厨手	二、七〇〇	二、二〇〇	一、八〇〇
司厨員	二、五〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
看護手	二、七〇〇	二、一〇〇	一、八〇〇

一　標準額は、それぞれの職種について乘船実歴普通程度の船員に対するものである。

二　乘船実歴が普通程度より低い船員の本俸給は、標準額より高いが最高額より高くはない。

三　乘船実歴が普通程度より高い船員の本俸給は、標準額より高くはない。

二　乘船手当

乘船中船長にあつては、本俸給の八〇％に相当する額であり、その他の者にあつては、六五％に相当する額である。

三　航海手当

航海中外航にあつては、本俸給の四〇％に相当する額であり、内航にあつては、二〇％に相当する額である。

（イ）内航とは、國内港湾間を発着する航海をいい、外航とは、國内最終港湾を発し外國港湾を経て國内における最初に到着した港湾に至る航海をいう。

（ロ）港湾発着の日は航海とみなす。

四　乘船特別手当

扶養家族を有する者に乘船中左の区別により支給せられる。

（イ）航海中

本俸給の五〇％に相当する額である。但し、最高一、五〇〇円を限度とする。

（ロ）國内碇泊中

本俸給の二五％に相当する額である。但し、最高七五〇円を限度とする。

五　家族手当

扶養家族一名につき五〇〇円である。

六　機関部員手当

厨員にして機関部員である者には、船舶に乗組中一四〇円支給せられる。石炭の焚火又は運搬に従事する者には、更に二二〇円加給せられる。

七　油槽船手当

（一）ダーティ油槽船の場合

本俸給の一五％に相当する額

（二）クリーン油槽船の場合

本俸給の三〇％に相当する額

八　船匠手当

船匠には、乘船中道具費に充てるため二二〇円支給せられる。

九　特殊手当

連合軍使用船員に限り特殊手当として支給せられる手当は、外人と混乗の場合にあつては、本俸給の二〇％に相当する額であり、その他の場合にあつては、本俸給の一五％に相当する額である。

十　次の手当は、前各号による一般職種別賃金の外に支給される。

（一）超過労働手当

船員法に規定する基準労働時間の外に働いた時間に対する超過労働手当は、基準労働に対する一時間当賃金にその三〇％乃至六九％に相当する額を附加した額である。

基準労働に対する一時間当賃金は、家族手当を除く基準労働に対する賃金月額を二〇〇で除したものである。

（二）長期就航手当

長期就航手当は、内地以外の区域において引続き三箇月以上航海に従事した場合において、本俸給の一〇％に相当する額以上一五〇％に相当する額以下の範囲内で支給せられる。

（三）水先手当

水先手当は、総トン数一、〇〇〇トン以上の船舶の船長が水先人を有する内地の港湾又は水路において水先人を招かずに航海した場合において、船長に対し水先案内料の一〇％に相当する額以上三〇％に相当する額以下の範囲内において支給せられる。

（四）荷役、船舶掃除、バラスト投棄、検数等特殊労務に対し支給せられる特殊労務手当

特殊労務手当についての一般支給額は、現行の船舶運営会の規程に定められた額と同様である。

（五）前各号の外雇止手当等船員法に定める最低基準に基いて支給される手当又は補償額

十一　第一号乃至第九号による一般職種別賃金及び第号による手当は、船員の船内文化生活を維持するため雇用者が乘船船員一人一月につき三〇円を基準とし船内に新聞、雑誌等を備え付けること並びに船員法の規定により雇用者が乘船船員に食料を支給することを條件とする。

◎労働省告示第四号

昭和二十二年十二月労働省告示第八号中別紙を次のように改正する。

昭和二十三年四月十日　労働大臣　加藤　勘十

物価号外

物価号外　第6369号

別　賃　金　表

2. 貨物運送業　3. 港湾運送業（陸上）

瓦葺工		配管工		塗装工		造園工		荷車曳（車無）		荷曳車（馬へ無車馬）		ウチデマ イマツソンソンキ		仲仕		雑役	
日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
250	5500	250	5500	225	4950	175	3850	165	3630	200	4400	165	3630	165	3630	135	2970
250	5500	250	5500	225	4950	175	3850	165	3630	200	4400	165	3630	165	3630	135	2970
175	3850	175	3850	160	3520	115	2530	100	2200	130	2860	115	2530	115	2530	90	1980
175	3850	175	3850	160	3520	115	2530	100	2200	130	2860	115	2530	115	2530	90	1980
175	3850	175	3850	160	3520	115	2530	100	2200	130	2860	115	2530	115	2530	90	1980
175	3850	175	3850	160	3520	115	2530	100	2200	130	2860	115	2530	115	2530	90	1980
175	3850	175	3850	160	3520	115	2530	100	2200	130	2860	115	2530	115	2530	90	1980
155	3410	170	3740	170	3740	140	3080	105	2310	140	3080	125	2750	125	2750	100	2200
155	3410	170	3740	170	3740	140	3080	105	2310	140	3080	125	2750	125	2750	100	2200
155	3410	170	3740	170	3740	140	3080	105	2310	140	3080	125	2750	125	2750	100	2200
195	4290	195	4290	195	4290	160	3520	125	2750	160	3520	155	3410	155	3410	130	2860
155	3410	170	3740	170	3740	140	3080	105	2310	140	3080	125	2750	125	2750	100	2200
195	4290	195	4290	195	4290	160	3520	125	2750	160	3520	155	3410	155	3410	130	2860
155	3410	170	3740	170	3740	140	3080	105	2310	140	3080	125	2750	125	2750	100	2200
230	5060	220	4840	220	4840	175	3850	145	3190	175	3850	185	4070	185	4070	160	3520
230	5060	220	4840	220	4840	175	3850	145	3190	175	3850	185	4070	185	4070	160	3520
175	3850	175	3850	160	3520	115	2530	100	2200	130	2860	115	2530	115	2530	90	1980
175	3850	175	3850	160	3520	115	2530	100	2200	130	2860	115	2530	115	2530	90	1980
175	3850	175	3850	160	3520	115	2530	100	2200	130	2860	115	2530	115	2530	90	1980
175	3850	175	3850	160	3520	115	2530	100	2200	130	2860	115	2530	115	2530	90	1980
155	3410	170	3740	170	3740	140	3080	105	2310	140	3080	125	2750	125	2750	100	2200
155	3410	170	3740	170	3740	140	3080	105	2310	140	3080	125	2750	125	2750	100	2200
200	4400	185	4070	185	4070	165	3630	130	2860	165	3630	130	2860	130	2860	105	2310
200	4400	185	4070	185	4070	165	3630	130	2860	165	3630	130	2860	130	2860	105	2310
215	4730	205	4510	205	4510	170	3740	140	3080	170	3740	160	3520	160	3520	135	2970
200	4400	185	4070	185	4070	165	3630	130	2860	165	3630	130	2860	130	2860	105	2310
200	4400	185	4070	185	4070	165	3630	130	2860	165	3630	130	2860	130	2860	105	2310
240	5280	235	5170	225	4950	210	4620	160	3520	190	4180	170	3740	170	3740	145	3190
205	4510	175	3850	190	4180	190	4180	145	3190	175	3850	130	2860	130	2860	115	2530
275	6050	290	6380	260	5720	230	5060	175	3850	205	4510	205	4510	205	4510	175	3850
205	4510	175	3850	190	4180	190	4180	145	3190	175	3850	130	2860	130	2860	115	2530
275	6050	290	6380	260	5720	230	5060	175	3850	205	4510	205	4510	205	4510	175	3850
275	6050	290	6380	260	5720	230	5060	175	3850	205	4510	205	4510	205	4510	175	3850
240	5280	235	5170	225	4950	210	4620	160	3520	190	4180	170	3740	170	3740	145	3190
205	4510	175	3850	190	4180	190	4180	145	3190	175	3850	130	2860	130	2860	115	2530
240	5280	235	5170	225	4950	210	4620	160	3520	190	4180	170	3740	170	3740	145	3190
205	4510	175	3850	190	4180	190	4180	145	3190	175	3850	130	2860	130	2860	115	2530
240	5280	235	5170	225	4950	210	4620	160	3520	190	4180	170	3740	170	3740	145	3190
205	4510	175	3850	190	4180	190	4180	145	3190	175	3850	130	2860	130	2860	115	2530
190	4180	150	3300	175	3850	175	3850	105	2310	135	2970	120	2640	120	2640	105	2310
190	4180	150	3300	175	3850	175	3850	105	2310	135	2970	120	2640	120	2640	105	2310
205	4510	160	3520	190	4180	190	4180	115	2530	145	3190	130	2860	130	2860	115	2530
240	5280	225	4950	225	4950	210	4620	145	3190	175	3850	170	3740	170	3740	145	3190
205	4510	160	3520	190	4180	190	4180	115	2530	145	3190	130	2860	130	2860	115	2530
205	4510	160	3520	190	4180	190	4180	115	2530	145	3190	130	2860	130	2860	115	2530
215	4730	150	3300	215	4730	150	3300	105	2310	135	2970	120	2640	120	2640	95	2090
215	4730	150	3300	215	4730	150	3300	105	2310	135	2970	120	2640	120	2640	95	2090
215	4730	150	3300	215	4730	150	3300	105	2310	135	2970	120	2640	120	2640	95	2090
215	4730	150	3300	215	4730	150	3300	105	2310	135	2970	120	2640	120	2640	95	2090
185	4070	185	4070	185	4070	190	4180	130	2860	155	3410	140	3080	140	3080	115	2530
165	3630	165	3630	165	3630	170	3740	115	2530	140	3080	125	2750	125	2750	105	2310
165	3630	165	3630	165	3630	170	3740	115	2530	140	3080	125	2750	125	2750	105	2310
155	3410	155	3410	155	3410	155	3410	105	2310	140	3080	125	2750	125	2750	100	2200
155	3410	155	3410	155	3410	155	3410	105	2310	140	3080	125	2750	125	2750	100	2200
155	3410	155	3410	155	3410	155	3410	105	2310	140	3080	125	2750	125	2750	100	2200
155	3410	155	3410	155	3410	155	3410	105	2310	140	3080	125	2750	125	2750	100	2200

別紙

一　般　職　種

1. 土木建築業

都道府県 ＼ 職種 ＼ 日額・月額別	大工		左官		鳶工		石工		土工		人夫（A）		人夫（B）		板金工	
	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
北海道	240	5280	240	5280	200	4400	250	5500	140	3080	125	2750	110	2420	235	5170
青森	240	5280	240	5280	200	4400	250	5500	140	3080	125	2750	110	2420	235	5170
岩手	160	3520	160	3520	130	2860	175	3850	100	2200	85	1870	75	1650	175	3850
宮城	160	3520	160	3520	130	2860	175	3850	100	2200	85	1870	75	1650	175	3850
秋田	160	3520	160	3520	130	2860	175	3850	100	2200	85	1870	75	1650	175	3850
山形	160	3520	160	3520	130	2860	175	3850	100	2200	85	1870	75	1650	175	3850
福島	160	3520	160	3520	130	2860	175	3850	100	2200	85	1870	75	1650	175	3850
茨城	170	3740	170	3740	140	3080	155	3410	125	2750	100	2200	85	1870	155	3410
栃木	170	3740	170	3740	140	3080	155	3410	125	2750	100	2200	85	1870	155	3410
群馬	170	3740	170	3740	140	3080	155	3410	125	2750	100	2200	85	1870	155	3410
埼玉 甲	195	4290	195	4290	160	3520	200	4400	145	3190	125	2750	95	2090	190	4180
埼玉 乙	170	3740	170	3740	140	3080	155	3410	125	2750	100	2200	85	1870	155	3410
千葉 甲	195	4290	195	4290	160	3520	200	4400	145	3190	125	2750	95	2090	190	4180
千葉 乙	170	3740	170	3740	140	3080	155	3410	125	2750	100	2200	85	1870	155	3410
東京	220	4840	220	4840	175	3850	245	5390	160	3520	145	3190	100	2200	220	4840
神奈川	220	4840	220	4840	175	3850	245	5390	160	3520	145	3190	100	2200	220	4840
新潟	160	3520	160	3520	130	2860	175	3850	100	2200	85	1870	75	1650	175	3850
富山	160	3520	160	3520	130	2860	175	3850	100	2200	85	1870	75	1650	175	3850
石川	160	3520	160	3520	130	2860	175	3850	100	2200	85	1870	75	1650	175	3850
福井	160	3520	160	3520	130	2860	175	3850	100	2200	85	1870	75	1650	175	3850
山梨	170	3740	170	3740	140	3080	155	3410	125	2750	100	2200	85	1870	155	3410
長野	170	3740	170	3740	140	3030	155	3410	125	2750	100	2200	85	1870	155	3410
岐阜	165	3630	165	3630	150	3300	150	3300	115	2530	100	2200	90	1980	200	4400
静岡	165	3630	165	3630	150	3300	150	3300	115	2530	100	2200	90	1980	200	4400
愛知 甲	195	4290	195	4290	165	3630	200	4400	140	3080	125	2750	95	2090	210	4620
愛知 乙	165	3630	165	3630	150	3300	150	3300	115	2530	100	2200	90	1980	200	4400
三重	165	3630	165	3630	150	3300	150	3300	115	2530	100	2200	90	1980	200	4400
滋賀 甲	235	5170	250	5500	210	4620	225	4950	160	3520	130	2860	100	2200	235	5170
京都 乙	205	4510	220	4840	175	3850	190	4180	130	2860	100	2200	85	1870	190	4180
大阪 甲	260	5720	275	6050	245	5390	260	5720	190	4180	160	3520	115	2530	275	6050
兵庫 甲	205	4510	220	4840	175	3850	190	4180	130	2860	100	2200	85	1870	190	4180
奈良 甲	260	5720	275	6050	245	5390	260	5720	190	4180	160	3520	115	2530	275	6050
和歌山 甲	260	5720	275	6050	245	5330	260	5720	190	4180	160	3520	115	2530	275	6050
鳥取 乙	235	5170	250	5500	210	4620	225	4950	160	3520	130	2860	100	2200	235	5170
島根 甲	205	4510	220	4840	175	3850	190	4180	130	2860	100	2200	85	1870	190	4180
岡山 乙	235	5170	250	5500	210	4620	225	4950	160	3520	130	2860	100	2200	235	5170
広島 甲	205	4510	220	4840	175	3850	190	4180	130	2860	100	2200	85	1870	190	4180
山口 乙	235	5170	250	5500	210	4620	225	4950	160	3520	130	2860	100	2200	235	5170
徳島	205	4510	220	4840	175	3850	190	4180	130	2860	100	2200	85	1870	190	4180
香川	180	3960	190	4180	165	3630	190	4180	105	2310	95	2090	80	1760	190	4180
愛媛	180	3960	190	4180	165	3630	190	4180	105	2310	95	2090	80	1760	190	4180
高知	190	4180	205	4510	175	3850	205	4510	115	2530	100	2200	85	1870	205	4510
福岡 甲	225	4950	240	5280	210	4620	235	5170	155	3410	130	2860	100	2200	240	5280
佐賀 乙	190	4180	205	4510	175	3850	205	4510	115	2530	100	2200	85	1870	205	4510
長崎	190	4180	205	4510	175	3850	205	4510	115	2530	100	2200	85	1870	205	4510
熊本	180	3960	215	4730	165	3630	165	3630	120	2640	85	1870	80	1760	215	4730
大分	180	3960	215	4730	165	3630	165	3630	120	2640	85	1870	80	1760	215	4730
宮崎	180	3960	215	4730	165	3630	165	3630	120	2640	85	1870	80	1760	215	4730
鹿児島	180	3960	215	4730	165	3630	165	3630	120	2640	85	1870	80	1760	215	4730
沖縄	190	4180	205	4510	170	3740	205	4400	135	2970	100	2200	90	1980	185	4070
福岡	170	3740	185	4070	155	3410	185	4070	120	2640	90	1980	80	1760	165	3630
佐賀	170	3740	185	4070	155	3410	185	4070	120	2640	90	1980	80	1760	165	3630
長崎	155	3410	190	4180	140	3080	170	3740	115	2530	90	1980	80	1760	140	3080
熊本	155	3410	190	4180	140	3080	170	3740	115	2530	90	1980	80	1760	140	3080
大分	155	3410	190	4180	140	3080	170	3740	115	2530	90	1980	80	1760	140	3080
宮崎	155	3410	190	4180	140	3080	170	3740	115	2530	90	1980	80	1760	140	3080
鹿児島	155	3410	190	4180	140	3080	170	3740	115	2530	90	1980	80	1760	140	3080

特号 63169 号外

号外

官報

廣告

◉除權判決

昭和二十二年（ヘ）第四七号
申立人　別紙の通り
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年一月二十日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がなかつたから申立人の申立に依り昭和二十三年一月二十日右証券の無効を宣言した。
昭和二十三年二月二十日
大阪地方裁判所

当事者の表示
大阪市南区唐物町一丁目五番地宮崎商店内　申立人　池田楠治郎
神戸市灘区新谷町四丁目七一番屋敷　同　中村儀助
兵庫県津名郡志筑町三〇三番地　同　富木八重
同所　同　同　同　同　富木はな
岐阜県武儀郡関町野町長滝眞一方　同　亀山勉
堺市出島海岸通二丁目一八七番地　同　流田清之
京都市左京区南禪寺下原町三〇番地　同　高尾松三郎
富松市工町三番地　同　同　同　同　同
同所　長瀬秀次郎
堺市東千濱香山町二〇番地八一号　同　長瀬スエ子
和歌山県那賀郡岩出町大字岡田　同　晴夫
〇四番地　同　同　同　同　俊一
神戸市須磨区東垂水町字山田四五　丸井チカ
七番地　親權者　同　同　同　同
鳥取県高都村大字伏野中之吉　中立人　株式会社岡久
茶屋三七番地　同　高尾松三郎
大阪府泉南郡多奈川町谷川三三五　同　同　同　同
番屋敷　同　同　同　同　谷川
方　沢市笠舞町ホ五六番地　杉本久太郎　太仲久楠
天阪府中河内郡八尾町東郷三順五郎　株式会社三和銀行取締役頭
番地　右代理人弁護士　室　株式会社三和銀行取締役頭
乙地区　廣島縣

昭和二十二年（ヘ）第一〇号
廣島縣安芸郡山野村大字矢川十一番地　申立人　板倉雄一郎　川崎浮
株式会社三和銀行株式十株券十枚
株券額面　金五百円　金二十五円
一株に付拂込金額　金二十五円
記号番号　自一一五八号至一一六七号
最終株主名義　池田楠治郎
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
発行年月日　昭和九年三月一日
株式会社三和銀行株式十株券一枚
株券額面　金五百円　金二十五円
一株に付拂込金額　金二十五円
記号番号　自一一三九九七四号至一一三九九七四九号
最終株主名義　吉川ミネ
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
発行年月日　昭和九年三月一日
株式会社三和銀行株式十株券一枚
株券額面　金五百円　金二十五円
一株に付拂込金額　金二十五円
記号番号　自一一〇一一八号
最終株主名義　長瀬スエ子
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
発行年月日　昭和九年三月一日
株式会社三和銀行株式十株券一枚
株券額面　金五百円　金二十五円
一株に付拂込金額　金二十五円
記号番号　自一一〇九〇号
最終株主名義　長瀬秀次郎
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
発行年月日　昭和九年三月一日
株式会社三和銀行株式十株券一枚
株券額面　金五百円　金二十五円
一株に付拂込金額　金二十五円
記号番号　自一一〇五〇〇四号至一五〇〇四九号
最終株主名義　長瀬秀次郎
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
発行年月日　昭和九年三月一日
株式会社三和銀行株式十株券一枚
株券額面　金五百円　金二十五円
一株に付拂込金額　金二十五円
記号番号　（イ）は三一七一六号、（ロ）は三八七七号
最終株主名義　敷内晴夫
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
発行年月日　昭和九年三月一日
株式会社三和銀行株式十株券一枚
株券額面　金五百円　金二十五円
一株に付拂込金額　金二十五円
記号番号　（イ）は一二九一六号、（ロ）は一二九一六号
最終株主名義　都志清之
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
発行年月日　昭和九年三月一日

当事者の表示
堺市櫛屋町一丁目二一番地　申立人　池田千鶴子
親權者　池田シツ
株式会社三和銀行株式十株券四枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　（イ）は一八九九五号、（ロ）は一八九九五号
最終株主名義　池田千鶴子
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
発行年月日　昭和九年三月一日

京都市東山区泉涌寺東林町一丁目一番地　同　中村儀助
廣島市舟入川口町五二七番地　同　利市
芦屋市三條南町九二番地　同　菊池米太郎
大阪府北河内郡星田村西中小路四〇九三番地　同　三木哲
敦賀市松島市営住宅六八号　同　山田佳次郎
敦賀市三島一六号、二九番地　同　布川節一郎
敦賀市靖明六八番地　同　小杉醍平
敦賀市浜花三三番地　同　安孫子治郎左衛門
名古屋市西区隅田町二番地　同　宮本啓治郎
徳島市住吉本町一丁目四〇番地　豊
京都市左京区岡崎南御所町一九番地　清瀧清兵衛
新宮市千鳥町六九五四番地　同　白井和夫
芦屋市三條南町九二番地　親權者　白井君子
兵庫縣有馬郡三輪町字東原八六一番地　中村儀助
大阪府中河内郡八尾町東郷三八五番地　又市順五郎
池田千鶴子　目錄
株式会社三和銀行株式（イ）十株券二枚
（ロ）十株券一枚（ハ）五十株券四枚（ニ）
一株券一枚（ホ）五株券一枚（ヘ）五十株券
株券額面　（イ）（ニ）金五十円（ロ）金五百円（ハ）金二百五十円（ホ）
一株に付拂込金額　（イ）（ロ）（ハ）金二十五円
記号番号　（イ）は一一〇一号、（ロ）は一八一〇二号、（ハ）は一八一〇三号、（ニ）は一八一〇四号、（ホ）は一八一〇五号、（ヘ）は一八一〇六号
最終株主名義　池田安次郎
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
発行年月日　昭和九年三月一日
池田千鶴子　目錄
株式会社三和銀行株式（イ）一株券四枚
（ロ）十株券二枚
株券額面　（イ）金五十円、（ロ）金五百円
一株に付拂込金額　金五十円

（ト）
廣島縣甲地区
廣島縣乙地区

（ヘ）
和歌山縣乙地区

（ホ）
奈良縣甲地区
奈良縣乙地区

兵庫縣丙地区
兵庫縣乙地区

（ニ）
兵庫縣甲地区
兵庫縣乙地区

（ハ）
京都府甲地区
京都府乙地区

（ロ）
千葉縣甲地区
千葉縣乙地区

（イ）
埼玉縣甲地区
埼玉縣乙地区

備考
(1)右の金額は一日につき休憩時間を除く労働時間五時間つまり五時間つまり五時間つまり本文第六号の諸手当を除きすべての手当その他の賃金を含めた額である。
(2)次の都府縣知事甲、乙、丙は夫々川口市、北足立郡、蕨町、宮市、和光市、大和町及び豊岡人及び郡所沢町及び豊岡人町

甲地区以外の地域

京都市及び乙訓郡
甲地区以外の地域

廣島市、呉市並びに西条町、尾道市、福山市、三原市、竹原市、三次市、尾道市、小浜村、長尾村、瀬戸田村、因島村、土生村、御調村、久井村、甲奴村、吉舎村、世羅村、神石村、豊田村、甲山村、東村、三和村、高蓮村、比和村、庄原市、西城村、高野村、新市村、上下村、甲村、本郷村、三原市、三谷村、久井村、大和村、豊浜村、豊町、大崎村、御島村、木江村、能美島村、江田島村、沖美村、大柿村、能美島村、倉橋村、音戸村、下蒲刈村、蒲刈

記号番号　（イ）自乙は一九一号至一九四号、（ロ）乙は五〇五号、乙は五〇六号
最終株主名義　池田安次郎
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

谷村　俊助　目　錄
株式会社三和銀行株式十株券十枚
一株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　自は一一三三九号至一二四八号
最終株主名義　谷村文藏
発行者　株式会社三和銀行取締役頭取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日

谷村　俊助　目　錄
三和信託株式会社株式（イ）一株券一枚（ロ）五株券一枚
株券額面　（イ）金五十円、（ロ）金二百五十円
一株に付拂込金額　金十二円五十錢
記号番号　（イ）乙は一五〇三号、（ロ）乙は一五六九号、（ロ）乙に五〇三号
最終株主名義　谷村文藏
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

株式会社三和銀行株式（イ）十株券三十枚、（ロ）五十株券三枚
株券額面　（イ）金五百円、（ロ）金二百円
一株に付拂込金額　（イ）金二十五円、（ロ）金五十円
記号番号　（イ）自は二九三八七号至二九四一九号、（ロ）自は一一六五三号至一一六五三号
最終株主名義　平野豊吉
発行者　株式会社三和銀行取締役頭取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日

菊池米太郎　目　錄
三和信託株式会社株式（イ）十株券三枚（ロ）十株券六枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　（イ）金五十円、（ロ）金十二円五十錢
記号番号　（イ）自甲は六二〇号至六二二号、（ロ）自乙は一一八三九号至一一八四四号
最終株主名義　菊池米太郎
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

三木　哲　目　錄
三和信託株式会社株式（イ）十株券六枚（ロ）十株券十二枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　（イ）金五十円、（ロ）金十二円五十錢
記号番号　（イ）自甲は一一二三号至一一二八号、（ロ）自乙は一一九一四号至一一九一七号
最終株主名義　三木哲
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

由田信次郎　目　錄
株式会社大和田銀行株式（イ）一株券三枚、（ロ）一株券二枚、（ハ）一株券一枚
株券額面　（イ）（ロ）金五十円、（ハ）金二十円
一株に付拂込金額　（イ）（ロ）金五十円、（ハ）金十円
記号番号　（イ）自甲は一一二五号至一一二八号、（ロ）自乙は一一九一四号、（ハ）（イ）（ロ）金二十円
最終株主名義　宮木啓次郎
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

安孫子治郎左衛門　目　錄
株式会社大和田銀行株式（イ）五株券一枚、（ロ）十株券三枚
株券額面　（イ）金二百五十円、（ロ）五百円
一株に付拂込金額　金二十円
記号番号　（イ）新甲一二八号、（ロ）自新乙二三七号至新乙二三九号
最終株主名義　安孫子治郎左衛門
発行者　株式会社大和田銀行社長大和田莊七
発行年月日　大正七年十一月一日

宮木啓次郎　目　錄
株式会社大和田銀行株式（イ）五株券一枚、（ロ）十株券三枚
株券額面　（イ）金二百五十円、（ロ）五百円
一株に付拂込金額　金二十円
記号番号　（イ）甲一二八号、（ロ）乙一四六一号、（ハ）乙一一〇号
最終株主名義　宮木啓次郎
発行者　株式会社大和田銀行社長大和田莊七
発行年月日　大正九年十一月二十日

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年一月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから中立人の申立に依り昭和二十三年一月二十三日右証券の無効を宣言した。
昭和二十三年一月二十三日
大阪地方裁判所
当事者の表示
大阪市東区内淡路町二丁目二六番地
中立人　福井庄次郎
右法律上代理人　福井商事株式会社取締役　福井庄次郎

記号番号　（イ）自は一一三三九号、（ロ）自は一一三三九号、（ハ）ヘ一〇
最終株主名義　山田信次郎
発行者　株式会社大和田銀行社長大和田莊七
発行年月日　昭和十一年五月一日

布川儔一郎　目　錄
株式会社大和田銀行株式十株券一枚
一株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金二十円
記号番号　乙一二三五号
最終株主名義　布川儔一郎
発行者　株式会社大和田銀行社長大和田莊七
発行年月日　大正七年十一月一日

小杉　瀧平　目　錄
株式会社大和田銀行株式十株券三枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金二十円
記号番号　（イ）甲一二三六号、乙一二三四号、乙一二三三
最終株主名義　小杉瀧平
発行者　株式会社大和田銀行社長大和田莊七
発行年月日　昭和十一年五月一日

株式会社三和銀行株式十株券一枚
一株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金二十円
記号番号　（イ）甲一八〇四号
最終株主名義　山田信次郎
発行者　株式会社三和銀行社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

谷村　俊助　目　錄
株式会社三和銀行株式十株券二枚
一株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　（イ）五十円、（ロ）金二十五円、（ハ）金十二円五十錢
記号番号　（イ）は一九六六一号、（ロ）は一二八一三七号、（ハ）は二六九二号、は三三六号、は三四三七号、（ハ）は二六九二号、は三三六号、は三四三七号
最終株主名義　谷村文藏
発行者　株式会社三和銀行取締役頭取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日

菊池米太郎　目　錄
三和信託株式会社株式（イ）十株券三枚（ロ）十株券六枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　（イ）金五十円、（ロ）金十二円五十錢
記号番号　（イ）自甲は六二〇号至六二二号、（ロ）自乙は一一八三九号至一一八四四号
最終株主名義　菊池米太郎
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日

菊池米太郎　目　錄
三和信託株式会社株式（イ）十株券三枚（ロ）十株券六枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　（イ）金五十円、（ロ）金十二円五十錢
記号番号　（イ）自甲は六二〇号至六二二号、（ロ）自乙は一一八三九号至一一八四四号
最終株主名義　菊池米太郎
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日

白井　和夫　目　錄
株式会社大同銀行株式十株券三枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　（イ）金五十円、（ロ）金十二円五十錢
記号番号　（イ）自甲は六二〇号至六二二号、（ロ）自乙は一一八三九号至一一八四四号
最終株主名義　白井和夫
発行者　株式会社大同銀行頭取浦木清右衛門
発行年月日　大正十四年十一月三日

藤井　文市　目　錄
株式会社三十四銀行株式十株券二十枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　自天一三五八四号至一三六〇三号
最終株主名義　藤井文市
発行者　株式会社三十四銀行頭取小田健三
発行年月日　大正七年九月一日

昭和二十二年（〇）第九六号
中立人　別紙の通り
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年一月二十日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから中立人の申立に依り昭和二十三年一月二十三日右証券の無効を宣言した。
昭和二十三年一月二十三日
大阪地方裁判所
当事者の表示
大阪市東区内淡路町二丁目二六番地
中立人　福井庄次郎
右法律上代理人　福井商事株式会社取締役　福井庄次郎

記号番号　（イ）自甲は一一二八号、（ロ）自乙は一一九一四号、（ハ）（イ）（ロ）金五十円、（ハ）金二十円
最終株主名義　三木哲
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

株式会社三和銀行株式十株券一枚
一株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金二十円
記号番号　（イ）甲一二八号、（ロ）乙一四六一号、（ハ）乙一一〇号
最終株主名義　宮木啓次郎
発行者　株式会社大和田銀行社長大和田莊七
発行年月日　大正九年十一月二十日

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年一月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから中立人の申立に依り昭和二十三年一月二十七日右証券の無効を宣言した。
昭和二十三年一月二十七日
大阪地方裁判所
当事者の表示
豊中市伊丹通一丁目一〇五番地
中立人　原田　正男
右法律上代理人　弁護士　室順五郎

株式会社三和銀行株式（甲）十株券六枚、（乙）十株券一枚、（丙）五十株券一枚
株券額面　（甲）金五十円、（乙）金二百五十円、（丙）金五百円
一株に付拂込金額　（甲）金五十円、（乙）金二十五円、（丙）金十二円五十錢
記号番号　（甲）は九五九号、（乙）は一一四九号至一一五一七号、（丙）は一一五一七号
最終株主名義　豊原森之助
発行者　株式会社三和銀行取締役頭取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日

株式会社三和銀行株式（甲）五十株券一枚、（乙）十株券三枚、（丙）五十株券一枚
株券額面　（甲）金二千五百円、（乙）金五百円、（丙）金二百円
一株に付拂込金額　（甲）（乙）金五十円、（丙）金二十五円
記号番号　（甲）に九二八号、（乙）は一六四五四号、は一二〇九二三号、は一二〇九二四号、（丙）ぬ三一九一号
最終株主名義　岡きみ
発行者　株式会社三和銀行取締役頭取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日

株式会社三和銀行株式（甲）五十株券一枚、（乙）十株券三枚、（丙）五十株券一枚
株券額面　（甲）金二千五百円、（乙）金五百円、（丙）金二百円
一株に付拂込金額　（甲）（乙）金五十円、（丙）金二十五円
記号番号　（甲）に九二八号、（乙）は一六六九号、（丙）よ一六六九号
最終株主名義　大槻卯藏
発行者　株式会社三和銀行取締役頭取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日

株式会社三和銀行株式十株券一枚
一株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金二十円
記号番号　甲二〇九一五号、甲二〇九一六号
最終株主名義　溝海復三郎
発行者　共同信託株式会社取締役菊池恭三
発行年月日　昭和二年八月一日

株式会社大同銀行株式十株券三枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金十二円五十錢
記号番号　自新内一二〇四号至一二四四号
最終株主名義　白井和夫
発行者　株式会社大同銀行頭取浦木清右衛門
発行年月日　大正十四年十一月三日

株式会社三和銀行株式十株券二枚
一株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　（イ）金五十円、（ロ）金十二円五十錢
記号番号　（イ）自甲は一一八三九号至一一八四四号、（ロ）自乙は一一八三九号至一一八四四号
最終株主名義　菊池米太郎
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日

兵庫県川辺郡小浜村字米谷頃内一番地
同　多助　目　錄
神戸市長田区同字大谷一番地
同　良種　目　錄
和歌山市湊通丁南二丁目六三番地
同　末正久左衛門
同　一丁目六三番地
尼崎市西玖ノ戸五三九番地
同　岡多一郎
大阪府中河内郡八尾町東郷三八五番地　右代理人弁護士　室順五郎
福井商事株式会社株式十株券十五枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金十二円五十錢
記号番号　自乙は一四一二四三号至一四一五六号
最終株主名義　福井航空工業株式会社
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

手塚平右衛門　目　錄
株式会社三和銀行株式（イ）一株券一枚、（ロ）五株券一枚
株券額面　（イ）金五十円、（ロ）金二百五十円
一株に付拂込金額　金十二円五十錢
記号番号　（イ）乙は一九一一号、（ロ）乙に九〇五号
最終株主名義　手塚平右ヱ門
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

有田仙之助　目　錄
三和信託株式会社株式五十株券二枚
株券額面　金二千五百円
一株に付拂込金額　金二十円五十錢
記号番号　乙ろ一四四〇〇号、乙ろ一
最終株主名義　有田仙之助
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

坂田　春夫　目　錄
三和信託株式会社株式十株券三枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金十二円五十錢
記号番号　自乙は一一六五三号至一一六五三号
最終株主名義　坂田春夫
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

阪田　篤松　目　錄
三和信託株式会社株式（イ）一株券三枚、（ロ）十株券五枚
株券額面　（イ）金五十円、（ロ）金五百円
一株に付拂込金額　金十二円五十錢
記号番号　（イ）自乙は三〇八一号至三〇八四号、（ロ）乙は七二四二号、（ハ）自乙ろ一八八九号至一九四九号
最終株主名義　阪田篤松
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

清井吉太郎　目　錄
三和信託株式会社株式十株券十二枚
一株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金十二円五十錢
記号番号　自乙は一四七三一号至一四七四二号
最終株主名義　清井吉太郎
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

澤田藤一郎　目　錄
三和信託株式会社株式十株券三枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　（イ）五十円、（ロ）七十五円
記号番号　（イ）自乙は七二七一号至七二七三号
最終株主名義　澤田藤一郎
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦

岸田　龍　目　錄
三和信託株式会社株式十株券三枚
（ロ）五株券三枚
株券額面　（イ）金五十円（ロ）金二百円
一株に付拂込金額　（イ）金五十円、（ロ）金二百円
記号番号　（イ）乙は三五二三号より三五二五まで（ロ）乙に一〇七三号
最終株主名義　柴田德三
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

宮　多助　目　錄
三和信託株式会社株式（イ）一株券二枚（ロ）十株券一枚
株券額面　（イ）金五十円（ロ）金五百円
一株に付拂込金額　金十二円五十錢
記号番号　（イ）乙は三五二号、（ロ）乙は八一三八号
最終株主名義　四宮多助
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

平野　良種　目　錄
三和信託株式会社株式（イ）一株券二枚（ロ）十株券四枚
株券額面　（イ）金五十円（ロ）金五百円
一株に付拂込金額　金十二円五十錢
記号番号　（イ）乙は四二九一号、乙七号至一一一二〇号
最終株主名義　平野良種
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

来正久左衛門　目　錄
三和信託株式会社株式（イ）十株券八枚（ロ）五十株券八枚
株券額面　（イ）金五百円（ロ）金二千円
一株に付拂込金額　金十二円五十錢
記号番号　（イ）自乙は八五一八号至（ロ）自乙ろ二一四五八号
最終株主名義　来正武夫
発行者　三和信託株式会社社長中根貞彦
発行年月日　昭和十六年六月十三日

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年一月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから中立人の申立に依り昭和二十三年一月二十七日右証券の無効を宣言した。
昭和二十三年一月二十七日
大阪地方裁判所
当事者の表示
豊中市伊丹通一丁目一〇五番地
中立人　原田　正男
右法律上代理人　弁護士　室順五郎

株式会社三和銀行株式（甲）十株券六枚、（乙）十株券一枚、（丙）五十株券一枚
株券額面　（甲）金五十円、（乙）金二百五十円、（丙）金五百円
一株に付拂込金額　（甲）（乙）金五十円、（丙）金二十五円
記号番号　（甲）は九五九号、（乙）は一一四九号至一一五一七号、（丙）は一一五一七号
最終株主名義　豊原森之助
発行者　株式会社三和銀行取締役頭取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日

株式会社三和銀行株式（甲）五十株券一枚、（乙）十株券三枚、（丙）五十株券一枚
株券額面　（甲）金二千五百円、（乙）金五百円、（丙）金二百円
一株に付拂込金額　（甲）（乙）金五十円、（丙）金二十五円
記号番号　（甲）に九二八号、（乙）は一六四五四号、は一二〇九二三号、は一二〇九二四号、（丙）ぬ三一九一号
最終株主名義　岡きみ
発行者　株式会社三和銀行取締役頭取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日

株式会社三和銀行株式十株券一枚
一株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金二十円
記号番号　甲二〇九一五号、甲二〇九一六号
最終株主名義　溝海復三郎
発行者　共同信託株式会社取締役菊池恭三
発行年月日　昭和二年八月一日

株式会社大同銀行株式十株券三枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金十二円五十錢
記号番号　自新内一二〇四号至一二四四号
最終株主名義　白井和夫
発行者　株式会社大同銀行頭取浦木清右衛門
発行年月日　大正十四年十一月三日

株式会社三十四銀行株式十株券二十枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　自天一三五八四号至一三六〇三号
最終株主名義　藤井文市
発行者　株式会社三十四銀行頭取小田健三
発行年月日　大正七年九月一日

昭和二十二年（〇）第九六号
中立人　別紙の通り
別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十三年一月二十日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから中立人の申立に依り昭和二十三年一月二十三日右証券の無効を宣言した。
昭和二十三年一月二十三日
大阪地方裁判所
当事者の表示
大阪市東区内淡路町二丁目二六番地
中立人　福井庄次郎
右法律上代理人　福井商事株式会社取締役　福井庄次

河野　正一　目　錄

株式会社三和銀行株式(甲)五株券二枚、(ロ)五十株券四枚、(ハ)五十株券一枚、(ニ)十株券十枚、(ホ)五十株券十枚

株券額面　(甲)金二百五十円、(ロ)金五百円、(ハ)(ニ)金二千五百円

一株に付拂込金額　(甲)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)金二十五円、(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)金十銭

記号番号　(甲)ち一三六号、ち六七九号、(ロ)り一四〇五三号、り一四〇五二号、り一六一九九号、(ハ)ぬ三一九二号、(ニ)ル二四〇二四号、自よ六二一四〇号至よ六一二四四号、自よ八七一一号至よ八七一三三号、よ八七二〇号、(ホ)た一七五三号、た一六八二号、た一六七一号、た一六七二号、た三三一一号、自た三四四二号至た三四四五号

最終株主名義　株式会社三和銀行取締役頭

発行者　株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日　昭和九年三月一日

目　錄

株式会社三和銀行株式(甲)十株券三枚、(ロ)十株券三枚、(ハ)十株券三枚、(ニ)十株券八枚、(ホ)五株券三枚、(ヘ)五株券八枚、(ト)五株券一枚、(チ)五株券一枚、(リ)五株券一枚、(ヌ)五株券一枚、(ル)五株券一枚、(ヲ)五株券一枚、(ワ)五株券一枚、(カ)五株券一枚、(ヨ)五株券一枚、(タ)五株券一枚、(レ)五株券一枚、(ソ)五株券一枚、(ツ)五株券一枚、(ネ)五株券一枚、(ナ)五株券一枚、(ラ)五株券一枚、(ム)五株券一枚、(ウ)五株券一枚、(ヰ)五株券一枚、(ノ)五株券一枚、(オ)五株券一枚、(ク)五株券一枚、(ヤ)五株券一枚、(マ)五株券一枚、(ケ)五株券一枚、(フ)五株券一枚、(コ)五株券一枚、(エ)五株券一枚、(テ)五株券一枚、(ア)五株券一枚、(サ)五株券一枚、(キ)五株券一枚、(ユ)五株券一枚、(メ)五株券一枚、(ミ)五株券一枚、(シ)五株券一枚、(ヱ)五株券一枚、(ヒ)五株券一枚、(モ)五株券一枚、(セ)五株券一枚、(ス)五株券一枚

株券額面　(甲)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)金五百円

一株に付拂込金額　(甲)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)金二十五円

記号番号　(甲)は八七〇四号至は八七〇六号、(ロ)自に一六四九号至に一六五一号、(ハ)自と二三四〇号至と二三六八号、(ニ)自り五七五八号

最終株主名義　鎌田恒

発行者　株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日　昭和九年三月一日

目　錄

株式会社三和銀行株式(甲)十株券三枚、(ロ)五十株券三枚、(ハ)一株券四枚、(ニ)十株券九枚

株券額面　(甲)(ロ)(ハ)(ニ)金五十円

一株に付拂込金額　(甲)(ロ)(ハ)(ニ)金五十円

記号番号　自い三五七号至三六〇号

最終株主名義　小川信學

発行者　株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日　昭和九年三月一日

目　錄

大池友三郎

株式会社三和銀行株式(甲)一株券四枚、(ロ)一株券六枚

株券額面　(甲)金五十円、(ロ)金五百円

一株に付拂込金額　(甲)(ロ)金五十円

記号番号　(甲)自い三七七号至い三八〇〇号、(ロ)は五三四四号、自は一九四一七号至は一九四二一号

最終株主名義　大池友三郎

発行者　株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日　昭和九年三月一日

目　錄

鎌田　權一

株式会社三和銀行株式(イ)一株券二枚、(ロ)十株券三枚、(ハ)一株券一枚、(ニ)十株券九枚

株券額面　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)金五百円、(ハ)(ニ)金二千五百円

一株に付拂込金額　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)金五十円

記号番号　(イ)は八六六号至は八六八八号、(ロ)自は一六三八号至に一六四〇号、(ハ)自と二二九号至と二三二号、(ニ)自り五七一四号至り五七二二号

最終株主名義　鎌田恒

発行者　株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日　昭和九年三月一日

目　錄

株式会社三和銀行株式(甲)十株券三枚、(ロ)五十株券三枚、(ハ)一株券四枚

株券額面　(甲)(ロ)(ハ)金五十円

一株に付拂込金額　(甲)(ロ)(ハ)金五十円

記号番号　(甲)自は八六八六号至は八六八八号、(ロ)自と二二九号至に一六四〇号、(ハ)自り五七一四号至り五七二二号

最終株主名義　鎌田恒

発行者　株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日　昭和九年三月一日

目　錄

株式会社三和銀行株式(甲)十株券三枚、(ロ)五十株券三枚、(ハ)一株券四枚

株券額面　(甲)(ロ)(ハ)金五十円

一株に付拂込金額　(甲)(ロ)(ハ)金五十円

記号番号　(甲)自は八六八六号至は八六八八号、(ロ)自と二二九号至に一六四〇号、(ハ)自り五七一四号至り五七二二号

最終株主名義　鎌田恒

発行者　株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日　昭和九年三月一日

目　錄

株式会社三和銀行株式(甲)十株券三枚、(ロ)五十株券三枚、(ハ)一株券四枚

株券額面　(甲)(ロ)(ハ)金五百円、(ハ)金二千五百

当事者の表示

東京都杉並区馬橋二丁目一〇八番地 中立人 若林勦
大阪市東住吉区田辺東ノ町五丁目 永田和夫
一〇番地 同 永田ヨシ子
同所 同 永田ヨシ子
廣島縣佐伯郡平良村大字上平良八 同 藤井順三
八五番地 同 藤井順三
神戸市灘区篠原北町二丁目四〇番地 駒井ミドリ
東京都中野区沼袋町四八二番地 近藤 久吉
貝塚市脇浜二二一番地 手塚平右衛門
岡山縣小田郡笠岡町大字笠岡一七 島津 一蔵
七四番地吉田スエ方 同
和歌山市湊通丁南二丁二四番地 同
西ノ宮市高木西久保五〇二番地 平松孝之助
大阪府布施市大字上小阪七八四番地 平井 載子
尼ヶ崎市西荻ノ同 同 平野 萬作
同所 同 平野 まな
大阪府中河内郡八尾町東郷三八五 同 順三
番地 右代理人弁護士 室 順五郎
若林 勦

株式会社三和銀行株式（イ）一株券四枚（ロ）十株券一枚、（ハ）五十株券三枚（ニ）一枚券二枚（ホ）五株券二枚（ヘ）十株券

株券額面 （イ）（ニ）金五十円（ロ）（ハ）金五百円（ホ）金二百五十円 （ヘ）金二千五百円

一株に付拂込金額 （イ）（ロ）（ハ）金五十円（ニ）（ホ）（ヘ）金二十五円

記号番号 （イ）自い四七八号至四八九五号（ロ）は七一三号（ハ）自に三九九五号至三九九七号（ホ）ち二〇八号（ヘ）り四六八一号、り四六八二号

最終株主名義 若林勦

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

永田 和夫

株式会社三和銀行株式（甲）十株券五枚、（乙）十株券五枚、（丙）十株券十枚

株券額面 （甲）金五十円、（乙）金二十五円、（丙）金二十五円、五十錢

記号番号 （甲）自は一四八三三号至一四八九九五号、（乙）り五九六号、り五九七号、り九九八三号、り九九八四号、り一二一三四号、（丙）よ一二七〇〇号、よ一二七〇一号、自よ八四一八号至よ八四二一号、よ八六八一号、よ八六八二号

最終株主名義 永田和夫親権者永田ヨシ

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

永田ヨシ子

株式会社三和銀行株式十株券一枚

株券額面 金五百円

一株に付拂込金額 金二十五円

記号番号 り九八五号

最終株主名義 永田ヨシ子

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

藤井 順三

株式会社三和銀行株式（イ）十株券五枚、（ロ）十株券五枚

株券額面 （イ）（ロ）金五百円、（ハ）金二千五百円

一株に付拂込金額 （イ）金五十円、（ロ）（ハ）金二十五円

記号番号 （イ）自は一九八二四号至一九八二八号、（ロ）自り一三九六号至一三九七号、（ハ）自ぬ一二一七号至一二一二四号

最終株主名義 藤井順三

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

駒井ミドリ

株式会社三和銀行株式（イ）五十株券一枚、（ロ）十株券十九枚

株券額面 （イ）金二百五十円、（ロ）金五百円

一株に付拂込金額 金五十円

記号番号 （イ）ろ一九三号、ろ四五三号、（ロ）は二四四七号、自は七六二二一号至七六二二一一号、自は一五二一一七号至一五二一一一号、は二三九〇七号至二三九一一号、は二七四三三号、は二八四五九号、は二九六六九号

最終株主名義 駒井ミドリ

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

飯田 森

株式会社三和銀行株式五十株券一枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 金五十円

記号番号 に八七号

最終株主名義 飯田森

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

池田 久楠

株式会社三和銀行株式五十株券一枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 金五十円

記号番号 ぬ二七号

最終株主名義 池田久楠

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

和田庄三郎

株式会社三和銀行株式五十株券一枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 金五十円

記号番号 ぬ二七号

最終株主名義 和田庄三郎

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

江上 陽

株式会社三和銀行株式五十株券二枚、（ハ）五十株券三枚（甲）五十株券二枚、（ハ）五十株券三枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 （甲）金五十円、（ハ）金十二円五十錢

記号番号 （甲）自に四三七五号、に四三七六号、（ハ）自た二四七五号、に四三七六号、（ハ）自た二四七三号至た二四七五号

最終株主名義 江上一陽

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

江上 コマ

株式会社三和銀行株式五十株券一枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 金五十円

記号番号 に四三七九号

最終株主名義 江上コマ

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

森 嵩

株式会社三和銀行株式（甲）五十株券四枚、（ハ）五十株券二枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 （甲）金五十円、（ハ）金十二円五十錢

記号番号 （甲）自に五九一五号、（ハ）自た二二八四号、た三二八五号

最終株主名義 森嵩米次

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

石原 唯一

株式会社三和銀行株式（イ）五十株券一枚、（ロ）五十株券一枚

株券額面 （イ）金二千五百円、（ロ）金二千五百円

一株に付拂込金額 （イ）金五十円、（ロ）金十二円五十錢

記号番号 （イ）に四五五号、（ロ）た二八三号

最終株主名義 石原唯一

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

田村美由紀

株式会社三和銀行株式五十株券一枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 金五十円

記号番号 に八三一号

最終株主名義 田村美由紀

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

橘 亮吉

株式会社三和銀行株式五十株券二枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 （イ）金五十円、（ロ）金十二円五十錢

記号番号 （イ）自に四三七六号、に四三七七号、（ロ）自た二四七五号、に四三七六号、（ロ）自た二四七三号至た二四七五号

最終株主名義 橘亮吉

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

坂本 美穂

株式会社三和銀行株式五十株券三枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 金五十円

記号番号 自ぬ二二一九九号至ぬ二二一九九号

最終株主名義 坂本美穂

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

坂本 チナヨ

株式会社三和銀行株式五十株券一枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 金五十円

記号番号 自ぬ二二一九九号至ぬ二二一九九号

最終株主名義 坂本チナヨ

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

肥田 熊藏

株式会社三和銀行株式五十株券四十枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 金二十五円

記号番号 ぬ二一一六号至ぬ二一一五号

最終株主名義 肥田熊藏

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

昭和二十三年一月十九日 大阪地方裁判所

申立人の表示

尼崎市西櫻木町七五番地 申立人 石木 泰三

布施市俊徳町一丁目一八五八番地 同 飯田愛三

兵庫縣武庫郡本山村岡本字繰入保四〇番地 同 泉 久吉

大阪市東住吉区桑津町四九一番地 同 大島 藤三

廣島縣高田郡吉田町亘理正方 同 トク

大阪市生野区生野田島町一丁目三九番地 同 赤尾 信一

兵庫縣川辺郡東谷村字奥山一番地 同 エイ

高松市西浜町八四番地大野榮一方 同 河野 幸太郎

堺市北三國ヶ丘町六丁五九三番地 同 大原 政子

姫路市神田町二丁目九番地 同 渡邊 榮次

西宮市下瓦林字庄司鼻五〇一番地 同 鮫松

茨城縣多賀郡高萩町五四番地 同 金澤 仁

大阪市東成区西今里町四丁目六五 同 丙治良吉

兵庫縣城崎郡日高町東橋〇四番地 同 竹中喜之助

尼崎市尼浜八幡町五一三番地 同 田中芳太郎

岡山市内山下八六番地 同 高橋美太郎

大阪市大正区北恩加島町九七番地 同 田村藤吉郎

廣島縣賀茂郡竹原町三八七三番地 同 惇吉

兵庫縣川辺郡川西町久代南ノ口一 同 滝本キクエ

姫路市五軒邸五四番地 同 滝本千代子

同所同番地 同 同

堺市耳原町一六八三番地 同 藤岡 路

同所同番地 同 藤原 徳三

大阪市東淀川区十三東ノ町三丁目 同 藤原 健三

五五番地 同 寺田 宮致

姫路市五軒邸二二二番地 同 瀧川和佐子

豊中市新免二四一番地 同 四 弓削孝之助

平松孝之助

株式会社三和銀行株式百株券一枚

株券額面 金五千円

一株に付拂込金額 金十二円五十錢

記号番号 り九九八三三五六号

最終株主名義 平松孝之助

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

平井 載子

株式会社三和銀行株式（甲）十株券五枚、（乙）五十株券一枚

株券額面 （甲）金五百円、（乙）金二千五百円

一株に付拂込金額 金五十円

記号番号 （甲）自は二九三四七号至は二九三五一号、（乙）に五七四四号

最終株主名義 平井幸吉

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

平野 萬作

株式会社三和銀行株式（イ）十株券五枚、（ロ）五十株券一枚

株券額面 （イ）金五百円、（ロ）金二千五百円

一株に付拂込金額 金二十五円

記号番号 （イ）自り二〇二二六号、（ロ）ぬ三四四五号

最終株主名義 平野萬作

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

平野 まな

株式会社三和銀行株式十株券三枚

株券額面 金五百円

一株に付拂込金額 金二十五円

記号番号 （イ）自り二〇二二二四号至二〇二二六号、（ロ）ぬ三四四五号

最終株主名義 平野まな

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

駒井 順三

株式会社三和銀行株式（イ）十株券五枚、（ロ）十株券十九枚

株券額面 （イ）金二百五十円、（ロ）金五百円

一株に付拂込金額 金五十円

記号番号 （イ）ろ一九三号、ろ四五三号、（ロ）は二四四七号、自は七六二二一一号、自は一五二一一七号至一五二一一一号、は二三九〇七号至二三九一一号、は二七四三三号、は二八四五九号、は二九六六九号

最終株主名義 駒井ミドリ

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

近藤 久吉

株式会社三和銀行株式（イ）百株券一枚（ロ）五十株券一枚（ハ）百株券一枚（ニ）金五千円（ホ）金五十円

一株に付拂込金額 （イ）金五十円、（ロ）（ハ）（ニ）（ホ）金二十五円

記号番号 （イ）は三七四九号、（ロ）た二四七一号、（ハ）れ三一四四号、（ニ）に四七四九号、ほ三三四五号

最終株主名義 近藤久吉

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

手塚平右衛門

株式会社三和銀行株式百株券一枚

株券額面 金五千円

一株に付拂込金額 金五十円

記号番号 手塚平右衛門

最終株主名義 手塚平右衛門

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

島津 一藏

株式会社三和銀行株式百株券五枚

株券額面 金五千円

一株に付拂込金額 金五十円

記号番号 自は二一二一号、は二二七号、自は二二五五号至は四二五五号

最終株主名義 島津一藏

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

四宮多一郎

株式会社三和銀行株式（イ）十株券一枚（ロ）五株券一枚（ハ）十株券一枚

株券額面 （イ）（ハ）金五百円（ロ）金二百五十円

一株に付拂込金額 （イ）金五十円

記号番号 （イ）は二七七七六号（ロ）ち二五七七号（ロ）自り一九一一九号至一九一二八号

最終株主名義 四宮多一郎

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

橘 亮吉

株式会社三和銀行株式五十株券二枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 （ロ）金五十円、（ハ）金十二円五十錢

記号番号 （ロ）自に四三九六号至に四三九七号、（ハ）自た二四七五号、に四三九六号、（ハ）自た二四七三号至た二四七五号

最終株主名義 橘亮吉

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

飯田 愛三

株式会社三和銀行株式十株券十五枚

株券額面 金五百円

一株に付拂込金額 金五十円

記号番号 自ぬ二二一九九号至ぬ二二一九九号

最終株主名義 飯田愛三

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

泉 久吉

株式会社三和銀行株式（甲）十株券十枚、（乙）十株券十五枚

株券額面 金五百円

一株に付拂込金額 （甲）金五十円、（乙）金二十五円

記号番号 （甲）自は一四八三三号至は一四九二二号、（乙）自り一四九二一号至り一四九二二号

最終株主名義 泉久吉

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

石木 泰三

株式会社三和銀行株式十株券五枚

株券額面 金五百円

一株に付拂込金額 金二十五円

記号番号 自り一四三〇号至り一四三四号

最終株主名義 石木鹿藏

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

飯田 愛三

株式会社三和銀行株式十株券十五枚

株券額面 金五百円

一株に付拂込金額 金二十五円

記号番号 （イ）自は一四八三三号至は一四九二二号、（ロ）自り一四九二一号至り一四九二二号

最終株主名義 飯田愛三

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

泉 久吉

株式会社三和銀行株式（甲）十株券十枚

株券額面 金五百円

一株に付拂込金額 （甲）金五十円、（乙）金二十五円

記号番号 （甲）自に九一六号至に九一八号、（乙）自た四五九号至た四六一号

最終株主名義 銅前榮太郎

昭和二十三年一月二十八日 大阪地方裁判所

当事者の表示

姫路市白國町一一二一番地 申立人 今井 謙吉

岡山縣赤磐郡高陽村五日市 同 銅前榮太郎

大阪府豊能郡箕面村牧落四四八番地 同 森

堺市南三國ヶ丘町三丁目一〇二番地 同 池田 久楠

宮屋市三條町一〇〇番地 同 和田庄三郎

尼崎市昭和通一丁目一六番地 同 大見 丑松

池田市玉飯町三八番地 同

同所同番地 同

同所同番地 同

同所同番地 同

八番地 同

吳市新宮町二五番地 同 石原 唯一

大阪府南河内郡川上村字寺元田村 同 江上 一陽

登方 同 江上 コマ

德島縣板野郡住吉村勝瑞 同 田村美由紀

廣島市段原東浦町二丁目一番地 橘 亮吉

同所同番地 同 坂木 美穂

大阪市南市区鍛冶屋町四五番地 同 坂木チナヨ

大阪府中河内郡八尾町東郷三八五番地 右代理人弁護士 室 順五郎

今井 謙吉

株式会社三和銀行株式五十株券一枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 金二十五円

記号番号 ぬ一七五号

最終株主名義 今井謙吉

発行者 株式会社三和銀行取締役頭

取中根貞彦

発行年月日 昭和九年三月一日

銅前榮太郎

株式会社三和銀行株式（甲）五十株券三枚、（乙）五十株券三枚

株券額面 金二千五百円

一株に付拂込金額 （甲）金五十円、（乙）金十二円五十錢

記号番号 （甲）自に九一六号至に九一八号、（乙）自た四五九号至た四六一号

最終株主名義 銅前榮太郎

官報 昭和23年4月10日 第6316号

発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
赤尾　信一
株式会社三和銀行株式(甲)十株券二枚
(乙)十株券一枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　(甲)金五十円、
(乙)金二十五円
記号番号　(甲)は二三三一九七号、は
二三二九八号、(乙)り一五五六〇
号
最終株主名義　赤尾信一
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
奥　エイ
株式会社三和銀行株式十株券一枚
一株に付拂込金額　金五百円
記号番号　は七六五一号
最終株主名義　奥エイ
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
河野幹太郎
株式会社三和銀行株式(甲)十株券四枚
(乙)十株券三枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　(甲)金五十円、
(乙)金二十五円
記号番号　(甲)は二二六一号至
二二二号至一五〇二四号
最終株主名義　河野幹太郎
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
大原　政子
株式会社三和銀行株式(甲)十株券二
枚、(乙)十株券一枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　(甲)金五十円、
(乙)金二十五円
記号番号　(甲)は五五八〇号、は五
五八一号、(乙)り三六一一号
最終株主名義　大原政子
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
渡邊　榮次
株式会社三和銀行株式十株券四枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　(甲)金五十円、
(乙)金二十五円
記号番号　(甲)は五八〇〇号、は五
五八一号、(乙)り三六一一号
最終株主名義　渡邊榮次
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
宮本林兵衛
株式会社三和銀行株式(甲)十株券二
枚、(乙)十株券一枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　(甲)金五十円、
(乙)金二十五円
記号番号　(甲)は五八〇〇号、は五
五八一号、(乙)り三六一一号
最終株主名義　宮本林兵衛
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
今井　謙吉
株式会社三和銀行株式十株券一枚
一株に付拂込金額　金五百円
記号番号　は七六五一号
最終株主名義　今井謙吉
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　自は七二八六六号至は七二
八八八号、は三〇一五二号
最終株主名義　渡邊榮次
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
鍋　亀松
株式会社三和銀行株式十株券三枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金二十五円
記号番号　自り五七七四号至り五七
七六号
最終株主名義　鍋亀松
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
金澤　仁
株式会社三和銀行株式十株券五枚
一株に付拂込金額　金五百円
記号番号　自上二四三六号至上二四
四〇号
最終株主名義　金澤仁
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
垣内治良吉
株式会社三和銀行株式十株券五枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金二十五円
記号番号　自り五七七九号至り五七
八三号
最終株主名義　垣内治良吉
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
竹中喜之助
株式会社三和銀行株式十株券一枚
一株に付拂込金額　金二十五円
記号番号　り八三〇一号
最終株主名義　竹中喜之助
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
田中芳太郎
株式会社三和銀行株式十株券五枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　自は一五一五三号至は一
五一五七号
最終株主名義　田中芳太郎
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
高橋善太郎
株式会社三和銀行株式十株券三枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金二十五円
記号番号　り二一一四三号、り二一
一四四号、り二一一五五号
最終株主名義　高橋善太郎
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
田村藤吉郎
株式会社三和銀行株式(甲)十株券二枚
(乙)十株券一枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　(甲)金五十円、
(乙)金二十五円
記号番号　(甲)は一〇六九三三号、は
一〇六九四号、(乙)り六九三一
号、り六九三二号
最終株主名義　田村藤吉郎
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
頓　惟吾
株式会社三和銀行株式十株券二枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　は四五九三号、は四五九
四号
最終株主名義　頓惟吾
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
龍本キクエ
株式会社三和銀行株式十株券一枚
一株に付拂込金額　金五百円
記号番号　は一六七八〇号
最終株主名義　龍本キクエ
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
龍本千代子
株式会社三和銀行株式十株券一枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　は二八四四号
最終株主名義　龍本千代子
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
寺田　富致
株式会社三和銀行株式十株券三枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　は二八〇九九号、は三一
九六四号
最終株主名義　寺田富致
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
瀧川和佐子
株式会社三和銀行株式(甲)十株券三
枚、(乙)十株券一枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　(甲)金五十円、
(乙)金二十五円
記号番号　(甲)は一二七〇〇号、(乙)り八五五二
号
最終株主名義　瀧川和佐子
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
藤岡　路
株式会社三和銀行株式十株券一枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　は一九八七〇号
最終株主名義　藤岡路
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
藤原　健二
株式会社三和銀行株式十株券二枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　は一九八四三号、は一九
八四四号
最終株主名義　藤原健二
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
藤原　德三
株式会社三和銀行株式十株券二枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　は一九八四一号、は一九
八四二号
最終株主名義　藤原德三
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
弓削　幸之助
株式会社三和銀行株式十株券一枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　自は二六七四五号至は二
六七五四号
最終株主名義　弓削幸之助
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
昭和二十二年(ハ)第一四七号
申立人　別紙の通り
別紙に記載した証券に付いて当裁判
所は公示催告をしたが昭和二十三年二
月五日午前十時迄に権利の届出と証券
の提出をする者がないから申立人の申
立に依り昭和二十三年二月五日右証券
の無効を宣言した。
昭和二十三年二月五日
大阪地方裁判所

当事者の表示
大阪市西成区松田町二丁目三六番地　立入　一
兵庫縣津名郡志筑町三〇三番地　富本林兵衛
姫路市白岡町一二一番地　同
大阪府豊能郡箕面村牧落四八番地　今井　謙吉
同所　同　同
同所　同　同　豊原森之助
京都市上京区小山板倉町五番地　田形　武夫
池田市玉阪町三八番地　同
同所　同　同
芦屋市三條南町九二番地　江上　格治
西宮市常磐町一三番地　菊池米太郎
同　同　同　江上　一陽
高地　龍
一記名式小切手一通
受取人　高地龍
記番号　CB六〇一号、三四六〇号
受取人　邱永田
以下各小切手に共通記載事項
金額　金三千五百七七円
振出地、支拂地　大阪市
振出人　支拂人　株式会社三和銀行阿
倍野橋支店長出俊郎
振出日　昭和二十一年五月一日
最終所持人　高地龍
記名式小切手一通
記番号　CB六〇二号、三四六一号
受取人　季万福

一記名式小切手一通
記番号　CB六〇三号、三四六二号
受取人　李万來
一記名式小切手一通
記番号　CB六〇四号、三四六三号
受取人　世有祝
一記名式小切手一通
記番号　CB六〇五号、三四六四号
受取人　梁達祥
一記名式小切手一通
記番号　CB六〇八号、三四六七号
受取人　陳錦仁
一記名式小切手一通
記番号　CB六一一号、三四七〇号
受取人　阮池
宮本林兵衛
一無記名式第三十六回割引商工債券一
千円券二枚
番号　第九二一号、第九二二号
発行日　昭和十九年十二月十一日
償還期日　昭和二十年十二月十一日
発行者　商工組合中央金庫理事長吉
阪俊藏
最終の所持人　宮本林兵衛
今井　謙吉　目　錄
一隅島紡績株式会社株式(イ)十株券一
枚、額面金二百五十円
一株に付拂込金額　(イ)金二十五円
記号番号　(イ)四九五八号、(ロ)夏
七六一号
最終株主名義　今井謙吉
発行者　福島紡績株式会社取締役八
代太郎
発行年月日　(イ)昭和十五年一月四
日、(ロ)昭和十二年九月一日
目　錄
謙吉
一大阪瓦斯株式会社株式(イ)十株券三
枚、(ロ)元京都瓦斯十株券一枚、(ハ)元
山陽瓦斯十株券二枚、(ニ)元神戸瓦
斯十株券三枚
株券額面　(イ)(ロ)(ハ)金五百円、(ニ)金五十円
一株に付拂込金額　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)
(ニ)金五十円、(ホ)金二十五円
記号番号並に発行者、発行年月日
(イ)旧内一七三九号、(昭和二年八
月一日発行)、新内一七八三号、(昭
和六年四月二十一日)、新丙三〇
八二号(昭和十二年一月十三日)、
以上大阪瓦斯株式会社取締役片岡
直方発行
最終株主名義　今井謙吉
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　自は七二八六六号至は七二
八八八号、は三〇一五二号
最終株主名義　渡邊榮次
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
株式会社三和銀行株式(甲)十株券二枚
(乙)十株券一枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　(甲)金五十円、
(乙)金二十五円
記号番号　(甲)は一一二六一号至
二二二号、(乙)り一五五六〇
号
最終株主名義　赤尾信一
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
奥　エイ
株式会社三和銀行株式十株券一枚
一株に付拂込金額　金五百円
記号番号　は七六五一号
最終株主名義　奥エイ
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
河野幹太郎
株式会社三和銀行株式(甲)十株券四枚
(乙)十株券三枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　(甲)金五十円、
(乙)金二十五円
記号番号　(甲)は二二六一号至
二二二号至一五〇二四号
最終株主名義　河野幹太郎
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
大原　政子
株式会社三和銀行株式(甲)十株券二
枚、(乙)十株券一枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　(甲)金五十円、
(乙)金二十五円
記号番号　(甲)は五八〇〇号、は五
五八一号、(乙)り三六一一号
最終株主名義　大原政子
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
竹中喜之助
株式会社三和銀行株式十株券一枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金二十五円
記号番号　り八三〇一号
最終株主名義　竹中喜之助
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄
株式会社三和銀行株式十株券五枚
株券額面　金五百円
一株に付拂込金額　金五十円
記号番号　自は一五一五三号至は一
五一五七号
最終株主名義　田中芳太郎
発行者　株式会社三和銀行取締役頭
取中根貞彦
発行年月日　昭和九年三月一日
目　錄

九三号、四新甲一四一八号、（ホ）四新丙一九六号、（ヘ）自七新丙一七〇八号、七新丙一七三九号、（ト）八新丙二六号、（チ）自七新丙一四二七号、（リ）自十新丙七六一七号至七六二二六号、十新丙二四二一〇号至二四二七号、十新丙七〇二三号、十新丙八〇七六号、十新丙八〇七七号、十新丙一六六四三号、（ヌ）自十二新戊一五八八号

最終株主　菊池米太郎

発行者及発行年月日　（イ）南海鉄道株式会社社長片岡直輝大正六年十月一日、（ロ）（ハ）南海鉄道株式会社社長田中市兵衛明治三十九年六月十日、（ニ）（ホ）同社長田中市兵衛明治四十年八月一日、（ヘ）同社長大塚惟明治四十五年一月一日、（ト）同社長片岡直輝大正四年七月五日、（チ）（リ）同社長片岡直輝大正七年十月一日、（ヌ）（ル）同社長片岡直輝大正十一年九月二十一日

菊池米太郎　目　録

一阪神急行電鉄株式会社株式（イ）百株券十二枚、（ロ）十株券二百五十四枚

株券額面　（イ）金五千円、（ロ）金五百円

一株に付拂込金額　金五十円

記号番号及発行年月日

（イ）自第二新甲二二五号至二三六号大正九年九月五日発行

（ロ）自乙九四三三号至九四三三号、乙九二六一二号、乙九九二二三号、乙九一〇二二号、乙九一一六三号、乙八九一六号、乙八九二八八号、乙七五三五号、乙七五三〇四号、乙七五三〇〇号、乙六五四〇三号、乙六五四三一三号、乙六五五二号、乙一八五三一号、乙一八五三一号、以上明治四十年十二月一日発行

自第一新乙八一三七号至八一五七号、自第一新乙八一一八号至八一二六号、以上大正八年二月二十三日発行

自第五新乙七五二号至七五八六号、大正十四年三月一日発行

一最終株主　右同人

一株券に付て申立人和の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時の期日迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一発行地　東京都淀橋区角筈二丁目一番地

一発行者　立川飛行機株式会社取締役会長門野重九郎

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一発行地　東京都麹町区有楽町一丁目

一発行者　株式会社池貝鉄工所取締役

一発行当時の株主　千葉直五郎

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告をなしたる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出をなさず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社池貝鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一三九二号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　大正十三年十月十五日

一発行者　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行地　日本石油株式会社取締役橋本寛一

一発行当時の株主　木村秀臣

昭和二十二年（〇）第四号

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　日本石油株式会社株券十株券一枚

一記号及番号　波多四第三六〇五号

一額面金額　金五十円

一発行年月日　大正七年八月二十三日

一発行地　東京都麹町区九の内三丁目

一発行者　日本石油株式会社取締役橋本寛一

一発行当時の株主　木村秀臣

昭和二十二年（〇）第四号

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一三九二号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　大正十三年十月十五日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

木村秀臣

昭和二十二年（〇）第五号

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社池貝鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一三九二号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区有楽町一丁目

一発行者　株式会社池貝鉄工所取締役

一発行当時の株主　千葉直五郎

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告をなしたる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社池貝鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区有楽町一丁目

一発行者　株式会社池貝鉄工所取締役

一発行当時の株主　千葉直五郎

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告をなしたる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告をなしたる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一発行地　東京都淀橋区角筈二丁目一番地

一発行者　立川飛行機株式会社取締役会長門野重九郎

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社池貝鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区有楽町一丁目

一発行者　株式会社池貝鉄工所取締役

一発行当時の株主　千葉直五郎

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告をなしたる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出をなさず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社池貝鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区有楽町一丁目

一発行者　株式会社池貝鉄工所取締役

一発行当時の株主　千葉直五郎

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告をなしたる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出をなさず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社池貝鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区有楽町一丁目

一発行者　株式会社池貝鉄工所取締役

一発行当時の株主　千葉直五郎

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告をなしたる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出をなさず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社日本石油株式会社株券十株券一枚

一記号及番号　波多四第三六〇五号

一額面金額　金五十円

一発行年月日　大正七年八月二十三日

一発行地　東京都麹町区九の内三丁目

一発行者　日本石油株式会社取締役橋本寛一

一発行当時の株主　木村秀臣

昭和二十二年（〇）第四号

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社新潟鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一三九二号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　大正十三年十月十五日

一発行地　東京都麹町区九段一丁目六番地

一発行者　株式会社新潟鉄工所取締役

一発行当時の株主　木村秀臣

昭和二十二年（〇）第五号

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社池貝鉄工所

一株券十株券一枚

一記号及番号　乙第一〇七二五号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十一年九月二十四日

一発行地　東京都麹町区有楽町一丁目

一発行者　株式会社池貝鉄工所取締役

一発行当時の株主　千葉直五郎

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告をなしたる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出をなさず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社日本電気冶金株式会社株券十株券一枚

一記号及番号　丙波第三四四号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十三年二月一日

一発行地　金沢市鳴和町サ一番地

一発行者　日本電気冶金株式会社取締役社長貴馬三郎

一発行当時の株主　株式会社玉塚商店

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社日本電気冶金株式会社株券十株券一枚

一記号及番号　丙第一八四一三五号、丙第一八四六一三号

一額面金額　金五十円

一発行年月日　昭和十五年十二月二十六日

一発行地　東京都麹町区九ノ内三丁目

一発行者　株式会社日立製作所

一発行当時並最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社日立製作所

一株券十株券一枚

一記号及番号　丙第一八四一三五号、丙第一八四六一三号

一額面金額　金五十円

一発行年月日　昭和十五年十二月二十六日

一発行地　東京都麹町区九ノ内三丁目

一発行者　株式会社日立製作所

一発行当時並最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社日立製作所

一株券十株券一枚

一記号及番号　丙第一八四一三五号、丙第一八四六一三号

一額面金額　金五十円

一発行年月日　昭和十五年十二月二十六日

一発行地　東京都麹町区九ノ内三丁目

一発行者　株式会社日立製作所

一発行当時並最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社日本電気冶金株式会社株券十株券一枚

一記号及番号　丙波第三四四号

一額面金額　金五百円以上全額拂込済

一発行年月日　昭和十三年二月一日

一発行地　金沢市鳴和町サ一番地

一発行者　日本電気冶金株式会社取締役社長貴馬三郎

一発行当時の株主　株式会社玉塚商店

一最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社日本電気冶金株式会社株券十株券一枚

一記号及番号　丙第一八四一三五号、丙第一八四六一三号

一額面金額　金五十円

一発行年月日　昭和十五年十二月二十六日

一発行地　東京都麹町区九ノ内三丁目

一発行者　株式会社日立製作所

一発行当時並最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社日立製作所

一株券十株券一枚

一記号及番号　丙第一八四一三五号、丙第一八四六一三号

一額面金額　金五十円

一発行年月日　昭和十五年十二月二十六日

一発行地　東京都麹町区九ノ内三丁目

一発行者　株式会社日立製作所

一発行当時並最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社日立製作所

一株券十株券一枚

一記号及番号　丙第一八四一三五号、丙第一八四六一三号

一額面金額　金五十円

一発行年月日　昭和十五年十二月二十六日

一発行地　東京都麹町区九ノ内三丁目

一発行者　株式会社日立製作所

一発行当時並最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社日立製作所

一株券十株券一枚

一記号及番号　丙第一八四一三五号、丙第一八四六一三号

一額面金額　金五十円

一発行年月日　昭和十五年十二月二十六日

一発行地　東京都麹町区九ノ内三丁目

一発行者　株式会社日立製作所

一発行当時並最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

一株券の表示

一、株券の種類　株式会社日立製作所

一株券十株券一枚

一記号及番号　丙第一八四一三五号、丙第一八四六一三号

一額面金額　金五十円

一発行年月日　昭和十五年十二月二十六日

一発行地　東京都麹町区九ノ内三丁目

一発行者　株式会社日立製作所

一発行当時並最終株主　木村秀臣

一株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。

昭和二十三年一月二十七日

佐賀簡易裁判所

簡易裁判所判事　中西　孝

特許 6316969 号

昭和二十二年（〇）第一一号
佐賀縣小城郡南多久村大字下多久字籠原五一七〇番地
申立人　木村　秀臣

株券の表示
一、株券の種類　川崎電工業株式会社
株券十株券二枚
一記号及番号　い第乙第七五二二三八号、同第七五二三九号
一株の金額　金五十円
一額面金額　金千円（但し十株券五百円二枚）千円の内五百円拂込済
一発行年月日　四和十八年九月二十日
一発行者　川崎電工業株式会社取締役社長鎌谷正輔
一最終株主　木村秀臣

右株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時の期日迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。
昭和二十三年一月二十七日
佐賀　簡易裁判所
簡易裁判所判事　中西　孝

昭和二十二年（〇）第一二号
佐賀縣小城郡南多久村大字下多久字籠原五一七〇番地
申立人　木村　秀臣

株券の表示
一、株券の種類　川崎電工業株式会社
株券十株券二枚
一記号及番号　い第乙第七五二三八号、同第七五二三九号
一株の金額　金五十円
一額面金額　金千円（但し十株券五百円二枚）千円の内五百円拂込済
一発行年月日　四和十八年九月二十日
一発行者　川崎電工業株式会社取締役社長鎌谷正輔
一最終株主　木村秀臣

右株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時の期日迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。
昭和二十三年一月二十七日
佐賀　簡易裁判所
簡易裁判所判事　中西　孝

昭和二十二年（〇）第一一号
佐賀縣小城郡南多久村大字下多久字籠原五一七〇番地
申立人　木村　秀臣

株券の表示
一、株券の種類　川崎電工業株式会社
株券十株券二枚
一記号及番号　い第乙第七五二三八号、同第七五二三九号
一株の金額　金五十円
一額面金額　金千円（但し十株券五百円二枚）千円の内五百円拂込済
一発行年月日　四和十八年九月二十日
一発行者　川崎電工業株式会社取締役社長鎌谷正輔
一最終株主　木村秀臣

右株券に付て申立人の申立に因り公示催告を爲したる処昭和二十二年十二月三十一日午前九時の期日迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者無きを以て申立人の申立に基き右株券の無効を宣言する。
昭和二十三年一月二十七日
佐賀　簡易裁判所
簡易裁判所判事　中西　孝

株券の表示
一、株券の種類　片倉工業株式会社株
一記号及番号　路九九〇六号、路三三四六号
一株の金額　金五十円
一額面金額　金一千円（五百円拂込済）
一発行地　東京都京橋区京橋三丁目二番地の四
一発行者　片倉工業株式会社社長片倉鈴太郎
一発行当時の株主　小佐野賢、伊東明
右株券に付て申立人の申立に因り公催告を爲したる処昭和二十二年十二月前九時の期日迄に権利の届出を爲さず且其の株券を提出する者がなかつたから申立人の申立により前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年一月二十七日
佐賀　簡易裁判所
簡易裁判所判事　中西　孝

一記号番号　い第三一五八七号、第三一五八八号
一株券額面　金五百円
一拂込金額　金二十五円
一最終株主　塩谷仁兵衛
一発行者　川崎電工業株式会社
福井縣今立郡下池田村松ケ谷字二六の四　山田　孝雄
右申立人から別紙目錄記載の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十三年一月二十七日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右の株券を提出する者がなかつたから申立人の申立によつて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年一月二十七日　神戸地方裁判所

（別紙）　目　錄
一、神戸貨物自動車株式会社株券十株券三枚
記号番号　は号目一二七号至一二九
一株の金額　金五十円也
拂込金額　金五十円也
最終株式名義人　山品孝雄
姫路市平野町九番地　申立人　大野　新七
右申立人から別紙目錄記載の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十三年一月二十七日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右の株券を提出する者がなかつたから申立人の申立によつて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年一月二十七日　神戸地方裁判所
元大阪市住吉区西住之江町三丁目四二、現岸和田市上野町九の一二
右申立人から別紙目錄記載の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十三年一月二十七日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右の株券を提出する者がなかつたから申立人の申立によつて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年一月二十七日　神戸地方裁判所

（別紙）　目　錄
一、証券の種類　川崎重工業株式会社株券三十株券
証券の番号　い第二四六〇〇号、同五八二一八号、い第五六四二六号
証券作成地　神戸市
証券発行者　川崎重工業株式会社
証券の名義人　姫路市平野町九番地
元大阪市住吉区西住之江町三丁目四二、現岸和田市上野町九の一二
右申立人から別紙目錄記載の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十三年一月二十七日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右の株券を提出する者がなかつたから申立人の申立によつて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年一月二十七日　神戸地方裁判所

（別紙）　目　錄
一、証券の種類　川崎重工業株式会社
株券新五十株券三十株券
証券の番号　い第二四六〇〇号、同五八二一八号、い第五六四二六号
証券作成地　神戸市
証券発行者　川崎重工業株式会社
証券の名義人　姫路市平野町九番地
元大阪市住吉区西住之江町三丁目四二、現岸和田市上野町九の一二
右申立人から別紙目錄記載の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十三年一月二十七日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右の株券を提出する者がなかつたから申立人の申立によつて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年一月二十七日　神戸地方裁判所

（別紙）　目　錄
一、証券の種類　川崎重工業株式会社旧株式十株券
証券の番号　い第乙第七九二三〇号
証券発行者　川崎重工業株式会社
証券の名義人　塩谷仁兵衛
一記号番号　い乙第七九三一六号、第七九三一七号
一株券額面　金五百円
一拂込金額　金二百五十円
一最終株主　塩谷仁兵衛
一発行者　川崎重工業株式会社
川崎重工業株式会社新株式二株（新一株券二枚）

に権利を届出で且つ右の株券を提出する者がなかつたから申立人の申立によつて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年一月二十七日　神戸地方裁判所

（別紙）　目　錄
神戸機械株式会社株式十株券四枚
記号及番号　丙第三八一四号、同第三八一五号、丙第四五三三号、丙第四五四五号
一株の金額　金二十五円各株に付拂込みたる株金額金二十五円
株式名義人　村田絹枝
明石市大蔵町五丁目二三五九番地
塩谷仁兵衛家督相続人　塩谷　茂治
右申立人から別紙目錄記載の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十三年一月二十七日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右の株券を提出する者がなかつたから申立人の申立によつて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年一月二十七日　神戸地方裁判所

一記号番号　い第三一五八七号、第三一五八八号
一株券額面　金五百円
一拂込金額　金二十五円
一最終株主　塩谷仁兵衛
一発行者　川崎電工業株式会社
福井縣今立郡下池田村松ケ谷字二六の四　山品　孝雄
右申立人から別紙目錄記載の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十三年一月二十七日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右の株券を提出する者がなかつたから申立人の申立によつて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年一月二十七日　神戸地方裁判所

（別紙）　目　錄
一、株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金二十五円也
一記号番号　い第乙第七五二三八号、同第七五二三九号
一株式名義人　岡崎政太
一株券発行者　東亜金属工業株式会社
廣島市大手町一丁目四二番地
右申立人から別紙目錄記載の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十三年一月十三日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右の株券を提出する者がなかつたから申立人の申立によつて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年一月二十六日　神戸地方裁判所

（別紙）　目　錄
一、日本毛織株式会社新株式十株券七枚
但し
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金二十五円也
一記号番号　丙七三五九、丙二二二四、丙二二二四、丙三三六九、丙二八七〇三、丙二二二四、丙三七八〇五、丙四六一〇
一発行者　日本毛織株式会社
一発行日　丙三七八〇五、其他大正十四年十一月十日
一最終株主　井上寛一郎
大阪府池田市東市場町一六四ノ一

一記号番号　い丙第一三三二四号、い丙第一三三二五号、い丙第六二一七〇号
一額面　七千五百円也但一株に付金二十五円宛拂込済
一株券発行者　川崎重工業株式会社
一株主の氏名、最終株主　山田鶴四郎
高知縣高知市井口町百三十八番地
申立人　東野　多喜
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式旧株二十二株
此の株券二枚、二十株券一枚
内訳
一株の額面　金五十円也全額拂込済
記号番号　一株券い第八四一一号、第八四二号、二十株券に第三〇一号
最終株主　東野多喜
一株式会社四國銀行株式新株十株此の株券五株券二枚
内訳
一株の額面　金五十円也、十二円五十銭拂込済
記号番号　ち第二七五号、ち第二七六号
最終株主　東野多喜

高知縣吾川郡森山村二百十二番二地　被相続人　亡坂野新遺産相続人　坂野豊吉
申立人　坂野正利
同所同番地　同　坂野正直
高知縣高知市浦戸町八十五番地　坂野克美
高知縣高知市北奉公人町二百九十番地　同　弘内榮
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし十一月二十二日午前九時迄に其権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式九十八株
額面　七千五百円也但一株に付金二十五円宛拂込済
一株券発行者　川崎重工業株式会社
一株主の氏名、最終株主　山田鶴四郎
高知縣高知市井口町百三十八番地
申立人　東野　多喜
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式旧株二十二株
此の株券二枚、二十株券一枚
内訳
一株の額面　金五十円也全額拂込済
記号番号　一株券い第八四一一号、第八四二号、二十株券に第三〇一号
最終株主　東野多喜
一株式会社四國銀行株式新株十株此の株券五株券二枚
内訳
一株の額面　金五十円也、十二円五十銭拂込済
記号番号　ち第二七五号、ち第二七六号
最終株主　東野多喜

高知縣吾川郡森山村二百十二番二地　被相続人　亡坂野新遺産相続人　坂野豊吉
申立人　坂野正利
同所同番地　同　坂野正直
高知縣高知市浦戸町八十五番地　坂野克美
高知縣高知市北奉公人町二百九十番地　同　弘内榮
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし十一月二十二日午前九時迄に其権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式二十二株（数五枚）
内訳
記号番号　旧一株券い号第八四六番、第八四七番二枚、五株券ろ号第四二番、第九九八番二枚、旧十株券か号第四二九番一枚、旧一株に付金五十円也
額面　一株に付金五十円也
拂込金額　一株に付金五十円也
発行者　土佐交通株式会社
高知縣高知市入明町三五番地　西村　霞
最終株主名　菅中定儀
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式二十二株（数五枚）
内訳
記号番号　旧一株券い号第八四六番、第八四七番二枚、五株券ろ号第四二番、第九九八番二枚、旧十株券か号第四二九番一枚、旧一株に付金五十円也
額面　一株に付金五十円也
拂込金額　一株に付金五十円也
発行者　土佐交通株式会社
発行者　高知市西弘小路八番地　高知市播磨屋町株式会社四國銀行
最終株主名　菅中定儀
高知縣高知市入明町三五番地　西村　霞
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式二十二株（数五枚）
内訳
記号番号　旧一株券い号第八四六番、第八四七番二枚、五株券ろ号第四二番、第九九八番二枚、旧十株券か号第四二九番一枚、旧一株に付金五十円也
額面　一株に付金五十円也
拂込金額　一株に付金五十円也
発行者　高知市播磨屋町株式会社四國銀行
最終株主名　菅中定儀
高知縣高知市入明町三五番地　西村　霞
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式二十二株（数五枚）
内訳
記号番号　旧一株券い号第八四六番、第八四七番二枚、五株券ろ号第四二番、第九九八番二枚、旧十株券か号第四二九番一枚、旧一株に付金五十円也
額面　一株に付金五十円也
拂込金額　一株に付金五十円也
発行者　高知市播磨屋町株式会社四國銀行
最終株主名　菅中定儀
高知縣高知市入明町三五番地　西村　霞
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

元住所熊本縣宇土郡大岳村里浦、現住所高知縣香美郡大栃村植部　元子
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式百株（五株券二枚）
内訳
記号番号　乙第目三六号至四〇号
一株の額面　金五十円也
拂込金額　十二円五十銭也
最終株主　坂野新
元住所高知縣高知市通町二百二十番地、現住所同縣同市丹形五十番地　清水好子
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなしたる処公示催告期日たる昭和二十二年十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社百株券二十枚
内訳
一株の額面　金五十円也
拂込金額　十二円五十銭也
最終株主　坂野新
元住所高知縣高知市通町二百二十番地、現住所同縣同市丹形五十番地　清水好子
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなしたる処公示催告期日たる昭和二十二年十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社百株券二十枚
内訳
一株の額面　金五十円也
拂込金額　十二円五十銭也
最終株主　坂野新
元住所高知縣高知市通町二百二十番地、現住所同縣同市丹形五十番地　清水好子
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなしたる処公示催告期日たる昭和二十二年十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式（旧株）五十株
券一枚
一株の額面　金五十円也
拂込金額　全額拂込済
記号番号　た第一五五百五十号
最終株主　白石慶太郎
高知縣高知市長浜五番地
申立人　鍋井　敏雄
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなしたる処公示催告期日たる昭和二十二年十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式（旧株）五十株
券一枚
一株の額面　金五十円也
拂込金額　全額拂込済
記号番号　た第一五五百五十号
最終株主　白石慶太郎
高知縣高知市長浜五番地
申立人　鍋井　敏雄
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなしたる処公示催告期日たる昭和二十二年十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式九十八株
額面　金五十円也
拂込金額　全額拂込済
記号番号　い第一三三二四号、い第一三三二五号、い第六二一七〇号
最終株主　吉村　近次
一株の額面　金五十円也
拂込金額　十二円五十銭也
最終株主　山田鶴四郎
高知縣高知市通町百二十番地
申立人　吉村　近次
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式二十二株
此の株券二枚、二十株券一枚
内訳
一株の額面　金五十円也全額拂込済
記号番号　一株券い第八四一一号、第八四二号、二十株券に第三〇一号
最終株主　東野多喜
一株式会社四國銀行株式新株十株此の株券五株券二枚
内訳
一株の額面　金五十円也、十二円五十銭拂込済
記号番号　ち第二七五号、ち第二七六号
最終株主　東野多喜

高知縣吾川郡森山村二百十二番二地　被相続人　亡坂野新遺産相続人　坂野豊吉
申立人　坂野正利
同所同番地　同　坂野正直
高知縣高知市浦戸町八十五番地　坂野克美
高知縣高知市北奉公人町二百九十番地　同　弘内榮
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式二十二株（数五枚）
内訳
記号番号　旧一株券い号第八四六番、第八四七番二枚、五株券ろ号第四二番、第九九八番二枚、旧十株券か号第四二九番一枚、旧一株に付金五十円也
額面　一株に付金五十円也
拂込金額　一株に付金五十円也
発行者　高知市播磨屋町株式会社四國銀行
最終株主名　菅中定儀
高知縣高知市入明町三五番地　西村　霞
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式二十二株（数五枚）
内訳
記号番号　旧一株券い号第八四六番、第八四七番二枚、五株券ろ号第四二番、第九九八番二枚、旧十株券か号第四二九番一枚、旧一株に付金五十円也
額面　一株に付金五十円也
拂込金額　一株に付金五十円也
発行者　高知市西弘小路八番地　高知市播磨屋町株式会社四國銀行
最終株主名　菅中定儀
高知縣高知市入明町三五番地　西村　霞
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社百株券二十枚
内訳
一株の額面　金五十円也
拂込金額　十二円五十銭也
最終株主　坂野新
元住所高知縣高知市通町二百二十番地、現住所同縣同市丹形五十番地　清水好子
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなしたる処公示催告期日たる昭和二十二年十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社百株券二十枚
内訳
一株の額面　金五十円也
拂込金額　十二円五十銭也
最終株主　坂野新
元住所高知縣高知市通町二百二十番地、現住所同縣同市丹形五十番地　清水好子
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなしたる処公示催告期日たる昭和二十二年十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式（新株）二十五株（五株券五枚）
内訳
記号番号　乙第目三六号至四〇号
一株の額面　金五十円也
拂込金額　十二円五十銭也
最終株主　坂野新
元住所高知縣高知市通町二百二十番地、現住所同縣同市丹形五十番地　清水好子
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなしたる処公示催告期日たる昭和二十二年十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社百株券二十枚
内訳
一株の額面　金五十円也
拂込金額　十二円五十銭也
最終株主　坂野新
元住所高知縣高知市通町二百二十番地、現住所同縣同市丹形五十番地　清水好子
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなしたる処公示催告期日たる昭和二十二年十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社百株券二十枚
内訳
一株の額面　金五十円也
拂込金額　十二円五十銭也
最終株主　坂野新
元住所高知縣高知市通町二百二十番地、現住所同縣同市丹形五十番地　清水好子
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなしたる処公示催告期日たる昭和二十二年十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式（旧株）五十株
券一枚
一株の額面　金五十円也
拂込金額　全額拂込済
記号番号　た第一五五百五十号
最終株主　白石慶太郎
高知縣高知市長浜五番地
申立人　鍋井　敏雄
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなしたる処公示催告期日たる昭和二十二年十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式（旧株）五十株
券一枚
一株の額面　金五十円也
拂込金額　全額拂込済
記号番号　た第一五五百五十号
最終株主　白石慶太郎
高知縣高知市長浜五番地
申立人　鍋井　敏雄
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなしたる処公示催告期日たる昭和二十二年十一月二十二日午前九時迄に其の権利を届出且つ右株券を提出するもの無きを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十二日　高知地方裁判所

（別紙）　目　録
一株式会社四國銀行株式九十八株
額面　金五十円也
拂込金額　全額拂込済
記号番号　い第一三三二四号、い第一三三二五号、い第六二一七〇号
最終株主　吉村　近次
一株の額面　金五十円也
拂込金額　十二円五十銭也
最終株主　山田鶴四郎
高知縣高知市通町百二十番地
申立人　吉村　近次
右申立人より別紙株券に付公示催告の申立有りたるに因り公示催告をなし

（別紙）　目　錄
一、四國酒造株式会社旧株二十株此株券五株券四枚
一株額面　金五十円
一株の拂込金　全額拂込済
一総拂込金額　千円也
一最終株主　富田管治
昭和二十一年（ヘ）第一三一号
富山市神通町六百四十番地　申立人　高島　德良
別紙目錄表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十二年十一月二十六日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。
昭和二十二年十一月二十六日
富山地方裁判所

（別紙）　目　錄
一、不二越鋼材工業株式会社株式十株券五枚
額面　五百円
拂込額　一株に付五十円
記号及番号　自丙第五九六五号至丙第五九六九号
発行者　富山市石金二十番地不二越鋼材工業株式会社社長井村荒喜
最終株主　高島德良
昭和二十一年（ヘ）第一九〇号
富山市二番町　申立人　井幡　義雄
右代理人　北川兵三郎
別紙目錄表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十二年十一月二十八日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。
昭和二十三年二月二日
富山地方裁判所

（別紙）　目　錄
北陸配電株式会社五枚此株式枚数五十株
株券内訳
種類　十株券
株券額面　五百円
拂込金額　一二五円
記号番号　ろ丙自二三四七六至二三四八〇
発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　井幡義雄
昭和二十一年（ヘ）第一九四号
富山市蓮井町一七四番地　申立人　今井　有吉
右代理人　北川兵三郎
別紙目錄表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十二年十一月二十八日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。
昭和二十三年二月二日
富山地方裁判所

（別紙）　目　錄
北陸配電株式会社株券二枚此株式数二十株
株券内訳
種類　十株券
株券額面　五百円
拂込金額　全額拂込済
記号番号　い丙八七〇〇八、八七〇〇九
発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　今井有吉
昭和二十一年（ヘ）第一九五号
富山市大宮町一二八番地　申立人　石川政次郎
右代理人　北川兵三郎
別紙目錄表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十二年十一月二十八日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。
昭和二十三年二月二日
富山地方裁判所

（別紙）　目　錄
北陸配電株式会社株券八枚此株式数三十九株
株券内訳

種類	株券額面	拂込金額	記号番号
一株券	五十円	五〇・〇〇	い甲 自三六六 至三七〇
一株券	二百五十円	三五〇・〇〇	い乙 五〇
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	い丙 五〇七 五〇八
一株券	五十円	三〇・〇〇	ろ甲 三六
十株券	五十円	三〇・〇〇	ろ内 二六
十株券	五百円	三〇〇・〇〇	ろ丙

発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　石川政次郎
昭和二十一年（ヘ）第一九六号
富山市神通町六二八番地　申立人　今井　正義
右代理人　北川兵三郎
別紙目錄表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十二年十一月二十八日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。
昭和二十三年二月二日
富山地方裁判所

（別紙）　目　錄
北陸配電株式会社株券十五枚此株式数百五十株
株券内訳

種類	株券額面	拂込金額	記号番号
一株券	五十円	五〇・〇〇	い甲 自三六六 至三七九
五株券	二百五十円	三五〇・〇〇	い乙 三六
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	い丙 一七七 一七八
一株券	五十円	三〇・〇〇	ろ甲 自一七七 至一七八
五株券	二百五十円	三五〇・〇〇	ろ乙 一七七
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	ろ丙 自一九六四 至一九六五
一株券	五十円	三〇・〇〇	ろ甲 三六
五株券	二百五十円	三五〇・〇〇	ろ乙 三六
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	ろ丙 自一九六四 至一九六五
一株券	五十円	三〇・〇〇	ろ甲 自三六六 至三七〇
五株券	二百五十円	三五〇・〇〇	ろ乙 三六
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	ろ丙 自一九六四 至一九六五

発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　井幡義雄
昭和二十一年（ヘ）第二二一号
富山市神通町六二八番地　申立人　今井　正義
右代理人　北川兵三郎
別紙目錄表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十二年十一月二十八日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。
昭和二十三年二月二日
富山地方裁判所

（別紙）　目　錄
北陸配電株式会社株券四枚此株式数百五十六株
株券内訳

種類	株券額面	拂込金額	記号番号
一株券	五十円	三五〇・〇〇	い乙 三七
五株券	二百五十円	三五〇・〇〇	い丙 自一九六八 至一九六九
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	い丁 三五
一株券	五十円	三〇・〇〇	ろ甲 自三六六 至三七〇
五株券	二百五十円	三五〇・〇〇	ろ乙 三六
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	ろ丙 自一九六四 至一九六五
一株券	五十円	三〇・〇〇	ろ甲 自三六六 至三七〇
五株券	二百五十円	三五〇・〇〇	ろ乙 三六
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	ろ丙 自一九六四 至一九六五
一株券	五十円	三〇・〇〇	ろ甲 自三六六 至三七〇
五株券	二百五十円	三五〇・〇〇	ろ乙 三六
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	ろ丙 自一九六四 至一九六五

発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　和田俊市
昭和二十一年（ヘ）第二一八号
富山市大工町十六番地　申立人　和田　俊市
右代理人　北川兵三郎
別紙目錄表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十二年十一月二十八日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。
昭和二十三年二月二日
富山地方裁判所

（別紙）　目　錄
北陸配電株式会社株券二枚此株式数六十株
株券内訳

種類	株券額面	拂込金額	記号番号
一株券	五十円	五〇・〇〇	い甲 自八六八 至八九二
五株券	二百五十円	三五〇・〇〇	い乙 三七
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	い丙 自一九六二 至一九九九
同	同	三五・〇〇	ろ丙 自三六 至三九

発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　和田祐三
昭和二十一年（ヘ）第二二一号
富山市大工町十六番地　申立人　和田　祐三
右代理人　北川兵三郎
別紙目錄表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十二年十一月二十八日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。
昭和二十三年二月二日
富山地方裁判所

（別紙）　目　錄
北陸配電株式会社株券十一枚此株式数六十株
株券内訳

種類	株券額面	拂込金額	記号番号
一株券	五十円	五〇・〇〇	い甲 自八六八 至八九二
五株券	二百五十円	三五〇・〇〇	い乙 三七
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	い丙 自一九六二 至一九九九
同	同	三五・〇〇	ろ丙 自三六 至三九

発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　和田祐三
昭和二十一年（ヘ）第二二〇号
富山市大工町十六番地　申立人　和田　祐三
右代理人　北川兵三郎
別紙目錄表示の証券に付当裁判所は公示催告を爲したるところ昭和二十二年十一月二十八日午前十時迄に權利の届出を爲し且証券の提出を爲す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。
昭和二十三年二月二日
富山地方裁判所

（別紙）　目　錄
北陸配電株式会社株券七枚此株式数百五株
株券内訳

種類	株券額面	拂込金額	記号番号
一株券	五十円	三〇・〇〇	い乙 三七
五株券	二百五十円	三五〇・〇〇	い丙 自一九六八 至一九六九
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	い丁 三五
五株券	二百五十円	三五〇・〇〇	ろ乙 三六
十株券	五百円	五〇〇・〇〇	ろ丙 自一九六四 至一九六五

発行年月日　昭和十七年七月一日
最終名義人　和田與三郎

印刷局

特別号外
第6369号